

六法全書 平成三〇年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日(平成三〇年一月一日)までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べる事ができなくなっています。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、平成三〇年四月二日から平成三一年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、平成三一年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、平成三〇年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「平成三〇・六・二までに施行」などと表記していますが、施行期日を決める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

平成三〇年三月一日

六法編集室

凡例

〔内容現在〕平成三〇年三月一日
〔掲載内容〕六法全書平成三〇年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
〔施行期日の範囲〕平成三〇年四月二日から平成三二年三月三十一日まで(平成三二年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。)

〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については(略)などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合は、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕六法全書基準日(平成三〇年一月一日)から同年三月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法 名	施行期日	施行期日を決めた法令
臨床研究法(平成二九法二六)	平成三〇・四・一	平成三〇・二・二八政四〇
防衛省設置法の一部を改正する法律(平成二九法四一)附則第一条本文	平成三〇・三・二七	平成三〇・二・九政二
絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二九法五五)附則第一条	平成三〇・六・一	平成三〇・一・三政一八
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成二九法六二)附則第一条(第一号を除く)	附則第一号本文につき平成三〇・四・一、同条第二号につき平成三〇・四・一	平成三〇・一・三政三二
特定有害廃棄物の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成二九法七二)附則第一条	平成三〇・一〇・一	平成三〇・一・二四政六
農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成二九法七〇)附則第一条	平成三〇・四・一	平成三〇・一・二政二
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二九法七五)附則第一条	平成三〇・二・一	平成三〇・一・二六政一三
旅館業法の一部を改正する法律(平成二九法六四)附則第一条	平成三〇・六・二五	平成三〇・一・三政二〇

目次

公 法

○日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成一九法五)……………	三
○公職選挙法(昭和五法〇〇)……………	三
○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (平成一六法六三)……………	四
○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 (平成一九最高裁規七)……………	五
○檢察審査会法(昭和三法四七)……………	五
○地方自治法施行令(昭和三政一六)……………	五
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成一四法一五)……………	六
○住民基本台帳法(昭和四二法八)……………	六
○所得税法施行令(昭和四〇政九七)……………	六
○法人税法施行令(昭和四〇政九七)……………	七
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四四法四六)……………	七
○印紙税法(昭和四二法三三)……………	八
○登録免許税法(昭和四二法三五)……………	九
○関税法(昭和二九法六)……………	九
○地方税法(昭和三五法三六)……………	一〇
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三三法一一三)……………	一七
○旅館業法(昭和三三法一一三)……………	一七
○土地収用法(昭和二六法一一九)……………	一八
○化学物質の審査及び製造等の規制に関	

民 事 法

○動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四八法一〇五)……………	一九
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四法七五)……………	一九
○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四法一〇八)……………	二四
○特定非営利活動促進法(平成〇七法七)……………	二六
○家事事件手続法(平成三法五二)……………	二六

刑 事 法

○刑事訴訟法(昭和三三法一一三)……………	二七
○刑事訴訟規則(昭和三三最高裁規三)……………	二八
○少年審判規則(昭和三三最高裁規三)……………	三〇

社 会 法

○中小企業退職金共済法(昭和三四法一六)……………	三二
○確定給付企業年金法(平成三法五〇)……………	三二
○確定拠出年金法(平成三法八八)……………	三三
○児童福祉法(昭和二三法一六四)……………	三三
○児童虐待の防止等に関する法律(平成一二法八二)……………	三四
○介護保険法(平成九法一一三)……………	三五
○医療法(昭和二三法二〇五)……………	三六

産 業 法

○中小企業等協同組合法(昭和三四法一八)	
----------------------	--

○割賦販売法(昭和三六法一五九)……………	三八
○特定商取引に関する法律施行令(昭和五一政二九五)……………	四一
○銀行法(昭和五六法五九)……………	四二
○農業協同組合法(昭和二三法一一三)……………	四三
○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二五法二九)……………	四四
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三三法一六六)……………	四四
○電波法(昭和二五法一一三)……………	四九
○放送法(昭和二五法一一三)……………	五〇
○不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則(平成二三最高裁規四)……………	五〇

○日本国憲法の改正手続に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二八・二九・三〇法律三三・三三・三三) 平成三〇・六・一までに施行

(在外投票人名簿に係る縦覧)

第八〇条① 市町村の選挙管理委員会は、在外投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理委員会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条第一項の規定により在外投票人名簿に登録した者の氏名、前由領事官(同項第一号に掲げる者)又はその者に係る前項選挙法第三十条の五第一項の規定による申請書(同条第四項の規定により送付した領事官をい、前条第一項第二号に掲げる者)にあつてはその者に係る第三十六條第一項の規定による申請書(同条第三項の規定により送付した領事官をい、以下この項において同じ)の名称、最終住所及び生年月日(当該在外投票人名簿に登録した者がい、その者の氏名、経領事官の名称及び生年月日)を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

② 略

(在外投票等)

第六二条①(正格略)
一 国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日前六日に当たる日までの投票の送致に要する地の在外公館にあることその他特別の事情があると認められる場合には、あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して協定する日までの間(あらかじめ総務大臣が外務大臣と協議して協定する日を除く)に、自ら在外公館の長(総務大臣が外務大臣と協定して指定する在外公館の長をい、以下この号において同じ)の管理する投票を記載する場所に行き、在外投票人証又は在外選挙人証(公職選挙法第三十条の規定する在外投票人証をい、以下同じ)及び旅券その他の規定する外入票を提示して、投票用紙に投票の記号をし、これを封入に入れて在外公館の長に提出する方法

二 略

③ 略

評偽登録・虚偽宣誓等

第二八条①②(略)
③ 在在外投票人名簿に登録させる目的をもって公職選挙法第三十条の五第一項の規定による申請に関する虚偽の申請をすることによつて在外投票人名簿に登録させた者も、第一項と同様とする(略)

○公職選挙法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二八・二九・三〇法律三三・三三・三三) 平成三〇・六・一までに施行
・公職選挙法の一部を改正する法律(平成二九・六・二法律三三・三三・三三) 平成三〇・三・一に施行

(登録の抹消)

第八二条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合において該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の表示された者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに付つたとき
- 二 改正により追加
- 三 略(改正後の四)

(在外選挙人名簿)

第三〇条の二①②(略)
③ 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき、在外選挙人名簿の登録を行うものとする。

④ 略

⑤ 選挙を行う場合において必要があるときは、在外選挙人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人登録簿に記載されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類(以下同じ)を用いることができる。

⑥ 略

(在外選挙人名簿の被登録資格)

第三〇条の四 在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢十八年以上の日本国民(第一条第一項若しくは第二百五十一条又は政治資金規正法第二十八条第一項若しくは在外選挙人名簿の申請を除く、次条第二項において同じ)であり、選挙権を有する者(以下同じ)である住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む、以下同じ)の管轄区域に在外選挙人名簿の登録の申請に関する領事官の管轄区域として総務省

令・外務省が定める区域をいう。同条第一項及び第三項において同じ)内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。(改正後の①)

②(改正により追加)

(在外選挙人名簿の登録の申請)
第三〇条の五① 在外選挙人名簿に登録されていない年齢十八年以上の日本国民で、在外選挙人名簿の登録の申請に関するもの者の住所を管轄する領事官の管轄区域に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、最終住所の所在地の住民基本台帳にも登録されたことがない者である場合は)は、申請時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会(在外選挙人名簿の登録の申請をすることができ、)

② 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、在外選挙人名簿の登録の申請に及び当該申請する者の住所を管轄する領事官(当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める)の章において同じ)を経由しなければならない。

③ 前項の場合において、領事官は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号で定める日から迅速に第一項の規定による申請書その他の申請した者の在外選挙人名簿に登録される資格に関する意見を付して、当該申請をした者の最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該申請をした者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも登録されたことがない者である場合は)は、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。(改正後の①・二) (略)

④(改正により追加)

(在外選挙人名簿の登録)

第三〇条の六① 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合に、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

②(改正により追加)

③ 市町村の選挙管理委員会は、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日までの期間において、(略、改正後の④)

⑤(改正により追加)

(在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出)

第三〇条の八① 選挙人は、在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、当該登録に関する自分の直轄に到来する次に掲げる期日又は期日に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。

有効な改正前規定（裁判員の参加に関する法律）

- ① 第二十四条第二項の規定は、前項の異議の申出について準用する。
- ② 略

③ 在外選挙人名簿の登録に関する訴訟

第三〇条の九 第十五条第三項から第五項までの規定は、在外選挙人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合において、同条第二項中「前条第二項」とあるのは、「第三十条の八第一項において準用する同条第二項」とあるものとする。

第三〇条の九 政令で定める場合には、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者又は同法第三条第四号に規定する外国書便事業者による同法第二条第三項に規定する信書便による送付に要する日数を除くことと読替えするものとする。

④ 在外選挙人名簿の修正等に関する事項

第三〇条の一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者ちに在外選挙人名簿から抹消しなればならない。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、その旨を告示しなればならない。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村において住民票が新たに作成され日後四箇月を経過するに至つたとき。

三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

⑤ 在外選挙人名簿の修正等に関する事項

第三〇条の三 市町村の修正等に関する事項は、他の市町村の在外選挙人名簿に登録されているもの（以下この項において、他市町村在外選挙人名簿登録者という。）について戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し若しくは職

⑥ 在外選挙人名簿の登録に関する事項

権で行籍の記をした場合又は籍の附票の記載を消滅若しくは記の修正をした場合において、当該他市町村の選挙管理委員会において在外選挙人名簿の修正若しくは訂正すべきこと若しくは当該他市町村在外選挙人名簿登録者を在外選挙人名簿から抹消すべきこと又は当該他市町村在外選挙人名簿登録者に係る住民票がその市町村において新たに作成されたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該他市町村の選挙管理委員会に通知しなればならない。

⑦ 在外選挙人名簿の登録に関する事項

第三〇条の六 第三十条の四から三十条の六まで及び第三十二条の四から前条までに定まるもののほか、在外選挙人名簿の登録に関し必要な事項は、政令で定める。

文書図面の必要

第一四〇条 衆議院 比例代表選出 議員の選挙の選挙に規定する選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号から第七号までに掲げるものは、頒布するものとできない。この場合において、ビラについては、散布するものとできない。

- ① 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚。
- ② 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た候補者以内のビラ一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚。
- ③ 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た候補者以内のビラ一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚。
- ④ 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラは、新聞折込みその他の政令で定める方法によらなければ、頒布することができない。
- ⑤ 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに第二項のビラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会、以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。この場合において、第二項のビラについては、当該選挙の選挙区ごとに区分しなればならない。
- ⑥ 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までのビラは長さ十九センチメートル、幅二十センチメートル、七センチメートルを超えてはならない。
- ⑦ 第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで、第二項並びに第三項のビラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名（法人においては名称）及び住所を記載しなればならない。この場合において、第一項第一号のビラにあつては当該参議院名簿登録者に係る参議院名簿届出政党等の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、第三項のビラにあつては当該候補者届出政党の名称を、第三項のビラにあつては当該参議院名簿届出政党の名称及び同号のビラである旨を表示する記号を、併せて記載しなればならない。
- ⑧ 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ前項の規定、参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除くこととして、参議院で定めるところにより公職の候補者の第一項第一号、第五号及び第六号のビラを作成して、無料とすることができよう。

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

平成二〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令簡

刑事訴訟等の一部を改正する法律（平成二八・六・三五）

四（附則）二条（平成三〇・六・二）に施行

刑事訴訟等の適用に関する特例

第六四一条（住居略）

<p>①（第四十三條第四項、第六十九條、第七十六條第四項、第七十五條、第八十三條、第九十八條、第九十九條、第一百零九條）</p> <p>第二項（略）</p>	裁判官	裁判員
<p>②（第五十七條、第六十五條、第七十七條、第九十九條）</p> <p>第三項（略）</p> <p>第四項（略）</p>	裁判官	裁判員
<p>③（第五十五條第三項から第四十五條第七号本の項まで）</p> <p>略</p>		
<p>④（略）</p> <p>訴訟関係の尋問及び供述等の記録媒体への記録</p> <p>第六五一条（略）</p> <p>⑤ 前項の規定による訴訟関係の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第五十七條の四第四項に規定する方法により証書を作成することができる。</p>		

○裁判員の参加する刑事裁判に関する規則

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑事訴訟規則等の一部を改正する規則(平成三〇・一・一五最高裁規) 附則一条(平成三〇・六・二までに施行)

証人等の尋問調査

② 刑事訴訟規則第三十八條の調査には、同条第二項(第七号を除く)に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなればならない。

③ (略)

公判調査

④ 第六條(一)公判調査には、刑事訴訟規則第四十四條(第一項第二十七号を除く)に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなればならない。

⑤ (略)

○検察審査会法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三法五四本則四條) 平成三〇・六・二までに施行

第三五條の二(改正により追加)

第三七條(証人尋問)

④ 前項の召喚については、刑事訴訟法(昭和二十年法律第百三十一号)を適用する。

○地方自治法施行令

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成二九・二・二〇政三三三) 本則二号(平成三〇・四・二施行)

児童福祉に関する事務

第七四條の二(一)(四)(略)

⑤ 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会の他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八條第五項第三項、第三十七條第六項、第三十九條第五項及び第五十九條第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を同法第八條第三項に規定する都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三條の十二第一項及び第三項、第三十三條の十三並びに第三十三條の十五第一項、第三項及び第四項並びに児童虐待の防止等に関する法律第二十二條の五の規定を適用する。

児童福祉に関する事務

第七四條の四九の二(一)(略)

③ 第六項及び第八項の規定は、中核市について適用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項」と同条第二項中「第一項の場合」とあるのは「第七十四條の四十九の二第二項の場合」と同条第四項中「同条第一項」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項」と、同条第五項前段中「第一項」とあるのは「第七十四條の四十九の二第二項」と、第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の十五第二項、第三十五條第六項、とあるのは「第三十五條第六項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第七十四條の四十九の二第一項」と、第十條第一項及び第三項、第十八條第一項及び第三項、とあるのは「第十八條第一項」と、並びに「及び」とあるのは「第二十七條第八項中「第二十五條の十九第二項」とあるのは「第二十五條の二十第二項」と、児童福祉法第三十四條の五第一項の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四條の六の規定による障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法とあるのは「児童福祉法」と、第四項の規定による児童福祉施設」とあるのは「第四項の規定による第七十四條の四十九の二第一項第二十号の規定する特定児童福祉施設」と、第三十九條の規定による児童福祉施設」とあるのは「第二十八條の規定による同号に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

有効な改正前規定(裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 検察審査会法 地方自治法施行令)

地方自治法施行令

有効な改正前規定（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律）

（火災損取締法の項から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の項まで（略）

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成八・一一・二法九四附則〇条（平成三〇・六・一まで）に施行）
- ・電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九・五・一二法七）附則七条（平成〇〇・八・一一一までに施行）

別表（第七條関係）

地方自治法の項から漁業法の項まで（略）	公職選挙法	地方自治法
第三十條の五第五項、第八十六條第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第九項及び第十項（同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六條の第三項において準用する場合を含む）、第八十六條の第三項、第八十六條の第四項、第八十六條の第五項、第八十六條の第六項、第八十六條の第七項、第八十六條の第八項及び第九項、第八十六條の第七項及び第五項、第九十八條第二項及び第三項、第九十九條第二項及び第三項、第九十九條第七項において準用する第九十八條第二項及び第三項並びに第九十八條第一項から第三項まで	第三十條の五第五項、第八十六條第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第九項及び第十項（同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六條の第三項において準用する場合を含む）、第八十六條の第三項、第八十六條の第四項、第八十六條の第五項、第八十六條の第六項、第八十六條の第七項、第八十六條の第八項及び第九項、第八十六條の第七項及び第五項、第九十八條第二項及び第三項、第九十九條第二項及び第三項、第九十九條第七項において準用する第九十八條第二項及び第三項並びに第九十八條第一項から第三項まで	第四條
第三十條の六第三項並びに第百五條第一項及び第二項	第四條	第四條
第十四條第一項（第六條第一項第四号の船舶地球局及び航空機地球局、同条第四号の船舶局並びに同条第四項の航空機局の免許状を交付する場合に限る。）	第四條	第四條

住民基本台帳法

住民基本台帳法

所得税法施行令

所得税法施行令

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八・一一・二法九四附則八条（平成〇〇・六・一まで）に施行）

（戸籍の附票の記載事項の特例等）

第七條の二（戸籍の附票）は、前条に規定する事項のほか、公職選挙法第三十條の六の規定により在外選挙人名簿に登録された及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成一九年法律第五十一号）第三十七條第一項の規定に基づき在外投票人名簿に登録された者については、その旨及び当該登録された市町村名を記載しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法第三十條の六第一項の規定により在外選挙人名簿に登録したとき若しくは同法第三十條の十一の規定により在外選挙人名簿から抹消したとき、又は日本国憲法の改正手続に関する法律第三十七條第一項の規定により在外投票人名簿に登録したとき若しくは同法第四十二條の規定により在外投票人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録され、又は抹消された者の本籍地の市町村長に通知しなければならない。

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二九・一・二七政令九二）本則五条（平成〇〇・五・一施行）

確定給付企業年金規約等に基づく掛金等の取扱い

第四條（事業を営む個人又は個人が支出した次各号に掲げる掛金、保険料、事業主掛金又は信託金は、当該要件に規定する被共済者、加入者、受益者若しくは企業年金加入者又は信託の受益者等に対する給付所得に算入する金額に含まれないものとする。）

一三三（略）

四 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第三項（承認の基準等）に規定する企業型年金加入者については同法第二条第八項（定義）に規定する企業型年金加入者のために支出した同法第二条第三項第七号（規約の承認）に規定する事業主掛金（同法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）の規定により移換した確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第二十二條第四号（他の制度の資産の移換の基準）に掲げる資産を含む。）

新五（改正により追加）

五 職改正後の六

②（略）

（退職所得控除額に係る勤続年数の計算）

第六九條一（略）

二 法第三十條の規定により退職手当等とみなされるもの（以下この項において「退職一時金等」という。）については、組合員等であつた期間（退職一時金等の支払金額のうちの基礎となつた期間）当該退職一時金等の支払金額のうち次に掲げる金額が含まれている場合には、当該金額の計算の基礎となつた期間を含む）をい、当該期間の計算が経過した期間によつて計算した期間によらず、これに一定の期間を加算して計算した期間によつて計算する場合は、その加算をしながらのものとして計算した期間をい、ただし、当該退職一時金等が掲げる一時金該当する場合には、当該支払金額の計算の基礎となつた期間は、当該支払金額の計算の基礎となつた確定拠出年金法第三十三條第一号（支給要件）に規定する企業型年金加入者期間（同法第四條第三項（承認の基

準等に規定する企業型年金規約に基づいて納付した同法第三十条第三項第七号「規約の承認」に規定する事業主掛金は、係属する当該企業型年金加入者期間に限るとし、同法第五十四条第二項「脱退一時金相当額等の移換」の規定により同法第三十三条第一項の通算加入者期間に算入された期間及び当該企業型年金加入者期間に準ずるとして財務令で定める期間を含む。以下この号において「企業型年金加入者期間等」という。と、当該計算の基礎となつた同法第三十二条に規定する個人型年金加入者期間同法第三十六条第三項「承認の基準等」に規定する個人型年金規約に基づいて納付した同法第五十五条第一項第四号「規約の承認」に規定する個人型年金加入者掛金は、係属する当該個人型年金加入者期間に限るとし、同法第七十四条の第一項「脱退一時金相当額等の移換」の規定により同法第七十二条「企業型年金に係る規定の準用」において準用する同法第三十二条第一項の通算加入者期間に算入された期間及び当該個人型年金加入者期間に準ずるとして財務令で定める期間を含む。のうちの期間と重複してない期間とを合算した期間をいう。次号において「同じ」とする。

イ 中小企業退職金共済法第三十一条第一項「退職金相当額の受入れ等」の受入れに係る金額又は同法第三十一条の第六項「退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等」において準用する同法第三十一条の受入れに係る金額

ロ 略

三 略

四 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第二項「脱退一時金相当額等の移換」又は第七十四条の第二項「脱退一時金相当額等の移換」の規定により移換された同法第三十二条第一項「規定する個人別管理資産」に充てる資産を含む。第四項において「他の別管理資産」に充てる資産の金額の計算上、支出した金額に算入する。その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし次に掲げる掛金の総額については、当該支出した金額又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 略

ロ 確定給付企業年金法第三十一条「確定給付企業年金の実施」に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第一号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額）

ハ 第七十二条第一項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号イに掲げるものを除く）

ニ 第八十二条の三第一項第一号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第一項第五号イに掲げる加入者が負担した金額

ホ 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額又は第七十二条第三項第四号イ又は第八十二条の第二項第四号に規定する勤務をした者の負担した金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とす。

二一四（略）

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 覽

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二九・一・二七政令一九二）本則六条（平成二〇・五・一施行）

確定給付企業年金等の掛金等の損金算入

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

第四十三条（略）

第四十四条（略）

第四十五条（略）

第四十六条（略）

第四十七条（略）

第四十八条（略）

第四十九条（略）

第五十条（略）

第五十一条（略）

第五十二条（略）

第五十三条（略）

第五十四条（略）

第五十五条（略）

第五十六条（略）

第五十七条（略）

第五十八条（略）

第五十九条（略）

第六十条（略）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

第六十三条（略）

第六十四条（略）

第六十五条（略）

第六十六条（略）

第六十七条（略）

第六十八条（略）

第六十九条（略）

第七十条（略）

第七十一条（略）

第七十二条（略）

第七十三条（略）

第七十四条（略）

第七十五条（略）

第七十六条（略）

第七十七条（略）

第七十八条（略）

第七十九条（略）

第八十条（略）

第八十一条（略）

第八十二条（略）

第八十三条（略）

第八十四条（略）

第八十五条（略）

第八十六条（略）

第八十七条（略）

第八十八条（略）

第八十九条（略）

第九十条（略）

第九十一条（略）

第九十二条（略）

第九十三条（略）

第九十四条（略）

第九十五条（略）

第九十六条（略）

第九十七条（略）

第九十八条（略）

第九十九条（略）

第一百条（略）

第一百零一条（略）

第一百零二条（略）

第一百零三条（略）

第一百零四条（略）

第一百零五条（略）

第一百零六条（略）

第一百零七条（略）

第一百零八条（略）

第一百零九条（略）

第一百一十条（略）

第一百一十一条（略）

第一百一十二条（略）

第一百一十三条（略）

第一百一十四条（略）

第一百一十五条（略）

第一百一十六条（略）

第一百一十七条（略）

第一百一十八条（略）

第一百一十九条（略）

第一百二十条（略）

第一百二十一条（略）

第一百二十二条（略）

第一百二十三条（略）

第一百二十四条（略）

第一百二十五条（略）

第一百二十六条（略）

第一百二十七条（略）

第一百二十八条（略）

第一百二十九条（略）

第一百三十条（略）

第一百三十一条（略）

第一百三十二条（略）

第一百三十三条（略）

第一百三十四条（略）

第一百三十五条（略）

第一百三十六条（略）

第一百三十七条（略）

第一百三十八条（略）

第一百三十九条（略）

第一百四十条（略）

第一百四十一条（略）

第一百四十二条（略）

第一百四十三条（略）

第一百四十四条（略）

第一百四十五条（略）

第一百四十六条（略）

第一百四十七条（略）

第一百四十八条（略）

第一百四十九条（略）

第一百五十条（略）

第一百五十一条（略）

第一百五十二条（略）

第一百五十三条（略）

第一百五十四条（略）

第一百五十五条（略）

第一百五十六条（略）

第一百五十七条（略）

第一百五十八条（略）

第一百五十九条（略）

第一百六十条（略）

第一百六十一条（略）

第一百六十二条（略）

第一百六十三条（略）

第一百六十四条（略）

第一百六十五条（略）

第一百六十六条（略）

第一百六十七条（略）

第一百六十八条（略）

第一百六十九条（略）

第一百七十条（略）

第一百七十一条（略）

第一百七十二条（略）

第一百七十三条（略）

第一百七十四条（略）

第一百七十五条（略）

第一百七十六条（略）

第一百七十七条（略）

第一百七十八条（略）

第一百七十九条（略）

第一百八十条（略）

第一百八十一条（略）

第一百八十二条（略）

第一百八十三条（略）

第一百八十四条（略）

第一百八十五条（略）

第一百八十六条（略）

第一百八十七条（略）

第一百八十八条（略）

第一百八十九条（略）

第一百九十条（略）

第一百九十一条（略）

第一百九十二条（略）

第一百九十三条（略）

第一百九十四条（略）

第一百九十五条（略）

第一百九十六条（略）

第一百九十七条（略）

第一百九十八条（略）

第一百九十九条（略）

第二百条（略）

○法人税法施行令

第三十五条（略）

第三十六条（略）

第三十七条（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

第四十一条（略）

第四十二条（略）

第四十三条（略）

第四十四条（略）

第四十五条（略）

第四十六条（略）

第四十七条（略）

第四十八条（略）

第四十九条（略）

第五十条（略）

第五十一条（略）

第五十二条（略）

第五十三条（略）

第五十四条（略）

第五十五条（略）

第五十六条（略）

第五十七条（略）

第五十八条（略）

第五十九条（略）

第六十条（略）

第六十一条（略）

第六十二条（略）

第六十三条（略）

第六十四条（略）

第六十五条（略）

第六十六条（略）

第六十七条（略）

第六十八条（略）

第六十九条（略）

第七十条（略）

第七十一条（略）

第七十二条（略）

第七十三条（略）

第七十四条（略）

第七十五条（略）

第七十六条（略）

第七十七条（略）

第七十八条（略）

第七十九条（略）

第八十条（略）

第八十一条（略）

第八十二条（略）

第八十三条（略）

第八十四条（略）

第八十五条（略）

第八十六条（略）

第八十七条（略）

第八十八条（略）

第八十九条（略）

第九十条（略）

第九十一条（略）

第九十二条（略）

第九十三条（略）

第九十四条（略）

第九十五条（略）

第九十六条（略）

第九十七条（略）

第九十八条（略）

第九十九条（略）

第一百条（略）

第一百零一条（略）

第一百零二条（略）

第一百零三条（略）

第一百零四条（略）

第一百零五条（略）

第一百零六条（略）

第一百零七条（略）

第一百零八条（略）

第一百零九条（略）

第一百一十条（略）

第一百一十一条（略）

第一百一十二条（略）

第一百一十三条（略）

第一百一十四条（略）

第一百一十五条（略）

第一百一十六条（略）

第一百一十七条（略）

第一百一十八条（略）

第一百一十九条（略）

第一百二十条（略）

第一百二十一条（略）

第一百二十二条（略）

第一百二十三条（略）

第一百二十四条（略）

第一百二十五条（略）

第一百二十六条（略）

第一百二十七条（略）

第一百二十八条（略）

第一百二十九条（略）

第一百三十条（略）

第一百三十一条（略）

第一百三十二条（略）

第一百三十三条（略）

第一百三十四条（略）

第一百三十五条（略）

第一百三十六条（略）

第一百三十七条（略）

第一百三十八条（略）

第一百三十九条（略）

第一百四十条（略）

第一百四十一条（略）

第一百四十二条（略）

第一百四十三条（略）

第一百四十四条（略）

第一百四十五条（略）

第一百四十六条（略）

第一百四十七条（略）

第一百四十八条（略）

第一百四十九条（略）

第一百五十条（略）

第一百五十一条（略）

第一百五十二条（略）

第一百五十三条（略）

第一百五十四条（略）

第一百五十五条（略）

第一百五十六条（略）

第一百五十七条（略）

第一百五十八条（略）

第一百五十九条（略）

第一百六十条（略）

第一百六十一条（略）

第一百六十二条（略）

第一百六十三条（略）

第一百六十四条（略）

第一百六十五条（略）

第一百六十六条（略）

第一百六十七条（略）

第一百六十八条（略）

第一百六十九条（略）

第一百七十条（略）

第一百七十一条（略）

第一百七十二条（略）

第一百七十三条（略）

第一百七十四条（略）

第一百七十五条（略）

第一百七十六条（略）

第一百七十七条（略）

第一百七十八条（略）

第一百七十九条（略）

第一百八十条（略）

第一百八十一条（略）

第一百八十二条（略）

第一百八十三条（略）

第一百八十四条（略）

第一百八十五条（略）

第一百八十六条（略）

第一百八十七条（略）

第一百八十八条（略）

第一百八十九条（略）

第一百九十条（略）

第一百九十一条（略）

第一百九十二条（略）

第一百九十三条（略）

第一百九十四条（略）

第一百九十五条（略）

第一百九十六条（略）

第一百九十七条（略）

第一百九十八条（略）

第一百九十九条（略）

第二百条（略）

有効な改正前規定（法人税法施行令）

（略）	（略）
-----	-----

⑥ 略

第百三十七条 土地の使用に伴つて対価についての所得の計算の項から第百二十九条の四十項 資産に係る控除対象外資産税額等の損金算入の項まで (略)

有効な改正前規定 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方税法及び航空機燃料課税法の一部を改正する法律 (平成二九・三・一三法) 本則三八条 (平成三〇・一・一施行)

⑤ 第三十二条の二の④ (略)

一 地方税法第二十三條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑧ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第七号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑨ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑩ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑪ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑫ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

⑬ (七) (略)

一 地方税法第二十二條第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二十四條の五第一項第二号、第三十四條第一項第十号の二、第三項及び第十項、第十七條附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、同法第二十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十六号) 以下「租税条約等実施特例法」という。第三十二条の二の第四項に規定する条約適用利率等の額」とする。

印紙税法)

○印紙税法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律 (平成二八・一・一六法) 附則九条二号 (平成三〇・一・一五までに施行)

別表第三 非課税文書の表 (第五号関係)

文書名	作成者
〔国庫金又は地方公共団体の公金の取扱いに関する文書の項から日本私立学校振興・共済事業団法 (平成九年法律第四十八号) 第二十三條第一項第一号「業務」の業務に関する文書の項まで (略)〕	
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
〔国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第九十二号) 第十四條第一項第一号から第四号まで及び第一項から第四項まで (業務の範囲) の業務 (同法第十五條第二号「区分整理」に掲げる業務に該当するものを除く) に関する文書の項から確定給付企業年金法 (平成十二年法律第五十号) 第二十三條第一項「裁定」に規定する給付は同法第九十一条の十八第四項第一号「連合会の業務」に掲げる事業及び同法第九十一条の二十二第二項「裁定」に規定する給付に関する文書の項まで (略)〕	

○登録免許税法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽**
- 制販法のの一部を改正する法律(平成二八・二九・九二九)附則三(平成二八・二九・九二九)
 - 医療分野の研究開発に資するための附加医療情報開示に関する法律(平成二九・五・二法二八)附則六条(平成〇・五・一)まで施行
 - 銀行法等の一部を改正する法律(平成一九・九・二法四九)附則五(平成〇・六・一)まで施行
 - 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成一九・六・二法五)附則二条(平成〇・六・一)施行
 - 住宅宿泊事業法(平成二九・六・六法六五)附則六条(平成三〇・六・一)施行

登録、登録特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一三二(略)		
三十二の二(改正により追加)		
三十一(略)		
三十三(改正により追加)		
三十七(略)		
三十七(改正により追加)		
九十四(略)		
九十六の二(改正により追加)		
九十七(略)		
九十七(改正により追加)		
百十八(前払制販法の許可、包括信用購入あつせん業者若しくは個別信用購入あつせん業者の登録、前払式特許取引業の許可又は認定制販販売協会の認定)		
(四) 略		
(四) 改正により追加		
(五) 略		
(五) 改正後の内容		

有効な改正前規定(登録免許税法 関税法)

○関税法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

新(一) 改正により追加	登録件数	税率
百五十九(国際希少野生動物植物の個体等に係る登録機関又は登録機関の登録)	一件につき	九万円
百四十二(略)		
百四十二(改正により追加)		
百四十二(略)		
百四十二(改正により追加)		
百六十(略)		

- 改正法令一覽**
- 関税定法等の一部を改正する法律(平成二九・三・三二法一三)本則三条(平成二・三・三)まで施行
 - (入港手続) 略
 - (五) 略
 - (六) 略
 - (七) 略
 - (八) 略
 - (九) 略
 - (十) 略
 - (十一) 略
 - (十二) 略
 - (十三) 略
 - (十四) 略
 - (十五) 略
 - (十六) 略
 - (十七) 略
 - (十八) 略
 - (十九) 略
 - (二十) 略
 - (二十一) 略
 - (二十二) 略
 - (二十三) 略
 - (二十四) 略
 - (二十五) 略
 - (二十六) 略
 - (二十七) 略
 - (二十八) 略
 - (二十九) 略
 - (三十) 略
 - (三十一) 略
 - (三十二) 略
 - (三十三) 略
 - (三十四) 略
 - (三十五) 略
 - (三十六) 略
 - (三十七) 略
 - (三十八) 略
 - (三十九) 略
 - (四十) 略
 - (四十一) 略
 - (四十二) 略
 - (四十三) 略
 - (四十四) 略
 - (四十五) 略
 - (四十六) 略
 - (四十七) 略
 - (四十八) 略
 - (四十九) 略
 - (五十) 略
 - (五十一) 略
 - (五十二) 略
 - (五十三) 略
 - (五十四) 略
 - (五十五) 略
 - (五十六) 略
 - (五十七) 略
 - (五十八) 略
 - (五十九) 略
 - (六十) 略
 - (六十一) 略
 - (六十二) 略
 - (六十三) 略
 - (六十四) 略
 - (六十五) 略
 - (六十六) 略
 - (六十七) 略
 - (六十八) 略
 - (六十九) 略
 - (七十) 略
 - (七十一) 略
 - (七十二) 略
 - (七十三) 略
 - (七十四) 略
 - (七十五) 略
 - (七十六) 略
 - (七十七) 略
 - (七十八) 略
 - (七十九) 略
 - (八十) 略
 - (八十一) 略
 - (八十二) 略
 - (八十三) 略
 - (八十四) 略
 - (八十五) 略
 - (八十六) 略
 - (八十七) 略
 - (八十八) 略
 - (八十九) 略
 - (九十) 略
 - (九十一) 略
 - (九十二) 略
 - (九十三) 略
 - (九十四) 略
 - (九十五) 略
 - (九十六) 略
 - (九十七) 略
 - (九十八) 略
 - (九十九) 略
 - (百) 略

- 改正後の内容**
- ① 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を利用してその内容を閲覧することができる状態に置く措置があつて財務省が定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。(改正後の内容)
 - ② 略
 - ③ 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を利用してその内容を閲覧することができる状態に置く措置があつて財務省が定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。(改正後の内容)
 - ④ 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を利用してその内容を閲覧することができる状態に置く措置があつて財務省が定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。(改正後の内容)
 - ⑤ 略
 - ⑥ 略
 - ⑦ 略
 - ⑧ 略
 - ⑨ 前項の規定により報告を求められた者は、政令で定めるところにより、当該報告をしなければならない。この場合において、当該報告が、当該報告に代えて、税関長が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を利用してその内容を閲覧することができる状態に置く措置があつて財務省が定めるものを講じたときは、当該報告をしたものとみなす。(改正後の内容)
 - ⑩ 略
 - ⑪ 略
 - ⑫ 略
 - ⑬ 略
 - ⑭ 略
 - ⑮ 略
 - ⑯ 略
 - ⑰ 略
 - ⑱ 略
 - ⑲ 略
 - ⑳ 略
 - ㉑ 略
 - ㉒ 略
 - ㉓ 略
 - ㉔ 略
 - ㉕ 略
 - ㉖ 略
 - ㉗ 略
 - ㉘ 略
 - ㉙ 略
 - ㉚ 略
 - ㉛ 略
 - ㉜ 略
 - ㉝ 略
 - ㉞ 略
 - ㉟ 略
 - ㊱ 略
 - ㊲ 略
 - ㊳ 略
 - ㊴ 略
 - ㊵ 略
 - ㊶ 略
 - ㊷ 略
 - ㊸ 略
 - ㊹ 略
 - ㊺ 略
 - ㊻ 略
 - ㊼ 略
 - ㊽ 略
 - ㊾ 略
 - ㊿ 略

- 特殊船舶等の入港手続**
- 第五(五)条の三(一) 略
- 第五(五)条の三(二) 略
- 第五(五)条の三(三) 略
- 第五(五)条の三(四) 略
- 第五(五)条の三(五) 略
- 第五(五)条の三(六) 略
- 第五(五)条の三(七) 略
- 第五(五)条の三(八) 略
- 第五(五)条の三(九) 略
- 第五(五)条の三(十) 略
- 第五(五)条の三(十一) 略
- 第五(五)条の三(十二) 略
- 第五(五)条の三(十三) 略
- 第五(五)条の三(十四) 略
- 第五(五)条の三(十五) 略
- 第五(五)条の三(十六) 略
- 第五(五)条の三(十七) 略
- 第五(五)条の三(十八) 略
- 第五(五)条の三(十九) 略
- 第五(五)条の三(二十) 略
- 第五(五)条の三(二十一) 略
- 第五(五)条の三(二十二) 略
- 第五(五)条の三(二十三) 略
- 第五(五)条の三(二十四) 略
- 第五(五)条の三(二十五) 略
- 第五(五)条の三(二十六) 略
- 第五(五)条の三(二十七) 略
- 第五(五)条の三(二十八) 略
- 第五(五)条の三(二十九) 略
- 第五(五)条の三(三十) 略
- 第五(五)条の三(三十一) 略
- 第五(五)条の三(三十二) 略
- 第五(五)条の三(三十三) 略
- 第五(五)条の三(三十四) 略
- 第五(五)条の三(三十五) 略
- 第五(五)条の三(三十六) 略
- 第五(五)条の三(三十七) 略
- 第五(五)条の三(三十八) 略
- 第五(五)条の三(三十九) 略
- 第五(五)条の三(四十) 略
- 第五(五)条の三(四十一) 略
- 第五(五)条の三(四十二) 略
- 第五(五)条の三(四十三) 略
- 第五(五)条の三(四十四) 略
- 第五(五)条の三(四十五) 略
- 第五(五)条の三(四十六) 略
- 第五(五)条の三(四十七) 略
- 第五(五)条の三(四十八) 略
- 第五(五)条の三(四十九) 略
- 第五(五)条の三(五十) 略
- 第五(五)条の三(五十一) 略
- 第五(五)条の三(五十二) 略
- 第五(五)条の三(五十三) 略
- 第五(五)条の三(五十四) 略
- 第五(五)条の三(五十五) 略
- 第五(五)条の三(五十六) 略
- 第五(五)条の三(五十七) 略
- 第五(五)条の三(五十八) 略
- 第五(五)条の三(五十九) 略
- 第五(五)条の三(六十) 略
- 第五(五)条の三(六十一) 略
- 第五(五)条の三(六十二) 略
- 第五(五)条の三(六十三) 略
- 第五(五)条の三(六十四) 略
- 第五(五)条の三(六十五) 略
- 第五(五)条の三(六十六) 略
- 第五(五)条の三(六十七) 略
- 第五(五)条の三(六十八) 略
- 第五(五)条の三(六十九) 略
- 第五(五)条の三(七十) 略
- 第五(五)条の三(七十一) 略
- 第五(五)条の三(七十二) 略
- 第五(五)条の三(七十三) 略
- 第五(五)条の三(七十四) 略
- 第五(五)条の三(七十五) 略
- 第五(五)条の三(七十六) 略
- 第五(五)条の三(七十七) 略
- 第五(五)条の三(七十八) 略
- 第五(五)条の三(七十九) 略
- 第五(五)条の三(八十) 略
- 第五(五)条の三(八十一) 略
- 第五(五)条の三(八十二) 略
- 第五(五)条の三(八十三) 略
- 第五(五)条の三(八十四) 略
- 第五(五)条の三(八十五) 略
- 第五(五)条の三(八十六) 略
- 第五(五)条の三(八十七) 略
- 第五(五)条の三(八十八) 略
- 第五(五)条の三(八十九) 略
- 第五(五)条の三(九十) 略
- 第五(五)条の三(九十一) 略
- 第五(五)条の三(九十二) 略
- 第五(五)条の三(九十三) 略
- 第五(五)条の三(九十四) 略
- 第五(五)条の三(九十五) 略
- 第五(五)条の三(九十六) 略
- 第五(五)条の三(九十七) 略
- 第五(五)条の三(九十八) 略
- 第五(五)条の三(九十九) 略
- 第五(五)条の三(百) 略

施設	資産割に係る割合	従業割に係る割合
一八 略		
一九 旅館業法第二十一条に規定する営業又は同条第三項に規定する旅館業の用に供する施設で定めるもの(次号に掲げるものを除く)		
二十 略		

附則

(2) 個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲
 第二十条(略)
 第二十一条(略)
 第二十三条(略)
 第二十四条(略)
 第二十五条(略)
 第二十六条(略)
 第二十七条(略)
 第二十八条(略)
 第二十九条(略)
 第三十条(略)
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)

(3) 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その前年所得に於て第三十三條の規定による算定した総所得額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族を有する場がある場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額(以下「加算額」とする)を超え、当該加算額に第二号に掲げる額を加算して得た金額と、同条第一項に規定する所得割の額から控除するものとする。
 一三二 (略)

(4) 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その前年所得に於て第三十三條の規定による算定した総所得額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族を有する場がある場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額(以下「加算額」とする)を超え、当該加算額に第二号に掲げる額を加算して得た金額と、同条第一項に規定する所得割の額から控除するものとする。
 一三三 (略)

税務義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)との合計額を控除し、当該金額に第二号に掲げる額を加算し、その合計額を第二号に掲げる額と同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十四條の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
 一三三 (略)

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

(5) 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割を納納
 一三四 (略)

(6) 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その前年所得に於て第三十三條の規定による算定した総所得額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族を有する場がある場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額(以下「加算額」とする)を超え、当該加算額に第二号に掲げる額を加算して得た金額と、同条第一項に規定する所得割の額から控除するものとする。
 一三三 (略)

二号及び第三号、第二百九十五條第一項第一号及び第三項、第二百九十四條第二項第十号、第二項及び第十項並びに第三十號中の規定の適用については、第二百九十二條第一項第三号中の規定とあるのは、並びに附則第四條の二項の規定と、同条第一項とあるのは、第三十四條第一項とする。
 二四〇 (略)

上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例

第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の特例
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

(8) 短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

二号及び第三号、第二百九十五條第一項第一号及び第三項、第二百九十四條第二項第十号、第二項及び第十項並びに第三十號中の規定の適用については、第二百九十二條第一項第三号中の規定とあるのは、並びに附則第四條の二項の規定と、同条第一項とあるのは、第三十四條第一項とする。
 二四〇 (略)

長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例

第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

(9) 短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

(10) 短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例
 第三十一条(略)
 第三十二条(略)
 第三十三条(略)
 第三十四条(略)
 第三十五条(略)
 第三十六条(略)
 第三十七条(略)
 第三十八条(略)
 第三十九条(略)
 第四十条(略)
 第四十一条(略)
 第四十二条(略)
 第四十三条(略)
 第四十四条(略)
 第四十五条(略)
 第四十六条(略)
 第四十七条(略)
 第四十八条(略)
 第四十九条(略)
 第五十条(略)
 第五十一条(略)
 第五十二条(略)
 第五十三条(略)
 第五十四条(略)
 第五十五条(略)
 第五十六条(略)
 第五十七条(略)
 第五十八条(略)
 第五十九条(略)
 第六十条(略)
 第六十一条(略)
 第六十二条(略)
 第六十三条(略)
 第六十四条(略)
 第六十五条(略)
 第六十六条(略)
 第六十七条(略)
 第六十八条(略)
 第六十九条(略)
 第七十条(略)
 第七十一条(略)
 第七十二条(略)
 第七十三条(略)
 第七十四条(略)
 第七十五条(略)
 第七十六条(略)
 第七十七条(略)
 第七十八条(略)
 第七十九条(略)
 第八十条(略)

有効な改正前規定(地方税法)

とあるのは、未成年者口座の廃止の際と、「一年の翌年の一月十日（政令で定める場においては、政令で定める日）」とあるのは、一月の翌月十日と、「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは、未成年者口座の廃止の日」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る道府県税及び市町村目録税の課税の特例）

第五條の四（略）

- ② 庄吉略
- ③ 第一、第三十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第三十三條第一項第十号、第三十三條第一項第十四号、第三十三條第一項第十五号、第三十三條第一項第十六号並びに附則第四條第二項の規定の適用については、第二十三條第一項第十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十五條第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- ④ 庄吉略
- ⑤ 第一、第三十三條第一項第七号、第八号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二百九十五條第一項第二号及び第三項、第二百九十四條第二項第十号の二、第二項及び第十項、第三百十四條の六、附則第四條第十項並びに附則第四條第二十項の規定の適用については、第二百九十二條第一項第十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- ⑥ 略

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・住居宿泊事業法（平成二九・六一六法）五 附則五条（平成三〇・六・一五施行）
- ・旅館業法の一部を改正する法律（平成二九・一二・一五法）八 附則六条（平成三〇・六・一五施行）

③ 営業の停止等
第三〇条①②（略）
 公安委員会は、前二項の規定により店舗型風俗特殊営業（**第四条第六項第一号、第三号又は第四号の営業に限る。**以下この項において同じ）の停止又は廃止を命ずるときは、当該店舗型風俗特殊営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む営業（以下同じ）を、**興行場営業（興行場法第二条第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ）又は旅館業（旅館業法附則二十三年法律第百十八号）第三項第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ）**において、八月（第一項の規定により店舗型風俗特殊営業の停止を命ずるときは、その停止の期間を超えない範囲内で期間を定め）営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第四條第一項第五号及び第六号の項（略）	
第四條第一項第五号	第四條第一項第六号
あるとき	ないとき
その設置を制限する必要がある	当該営業所が旅館業法（昭和三十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害となほおとかなため特にその設置が許容されるものとし、国家公安委員会規則で定める

基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業」といふ。）であるときを除く。）

第四條第一項の項から第二十二條第一項第五号の項まで（略）

（飲食店営業等の停止の通知）

第四二條 公安委員会は、第二十六條第二項、第三十一條の二十四第二項若しくは第三十四條第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十二條第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五條の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分内容及び理由を通知しなければならない。

○旅館業法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・旅館業法の一部を改正する法律（平成二九・一二・一五法）八 本則（平成三〇・六・一五施行）

第一條（定義）① この法律で「旅館業」とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

② この法律で「ホテル営業」とは、洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、下宿を受け、人を泊らせる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。

③ この法律で「旅館営業」とは、和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊を受け、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。改正により削られた。

④ 略

⑤ 略、改正後の⑤

第二條（経営の許可）① 旅館業を経営しようとする者は、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は市長に代り、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を経営しようとする場合は、この限りでない。）

② 都道府県知事は、前項の許可があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適合であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

新・二（改正により追加）

一 この法律又はこの法律に基づく処分と違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けなくなつた日から起算して三年を経過してない者（改正後の三）

二 第八條の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して三年を経過してない者（改正後の四）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、前号の一に該当する者があるもの（改正後の七）

八（改正により追加）

③（略）

第三條の四（営業者の責務） 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性にかんがみ、営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上

有効な改正前規定（土地収用法）

に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ多様化している状況に対応できるよう、営業施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

- ① 営業者は、営業の施設について、換気・採光・照明・防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。
- ② 第一項に規定する事項を除くほか、営業者は、営業の施設を利用させるについては、政令で定める基準によらなければならない。

第六條【宿泊者名簿】

① 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員が要求があつたときは、これを提出しなければならない。

第七條【報告の要求・立入検査】

都道府県知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に、営業の施設に立ち入り、その構造設備若しくはこれに関する書類を検査させることができる。

② 当該職員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。（改正後）

第七條の二【構造設備の措置命令】

都道府県知事は、営業の施設の構造設備が第三條第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなかつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改正後の①）

②（改正により追加）

第八條【行政処分】都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分を違反したとき、又は第三條第二項第三号に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。営業者が、営業者が法人である場合におけるその代表者を含む、又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。（一四）（略）

第八條の二【学長等の意見の陳述】国立大学の学長その他第三條第四項に規定する者は、同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内にある営業の施設の構造設備が同条第二項の規定に基づく政令で定める基準に適合しなかつ

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

た場合又は営業者が同条第三項各号に掲げる施設の敷地の周囲におおむね百メートルの区域内において第四條第三項の規定に違反した場合において、当該施設の清浄な施設環境が著しく害されておると認めるときは、前二條に規定する処分について都道府県知事に意見を述べることができる。

第一條【罰則】

左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反し、同条同項の規定による許可を受けずに旅籠業を経営した者

第二條【罰則】

左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者

三（改正により追加）

○土地収用法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二八・一・一六法七六）附則九条一号（平成三〇・二・一五）より施行

土地を収用し、又は使用することができる事業

第一條（住居等）

- 一三四（略）
- 一三四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十号）第十八條第一項第号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設
- 三四の三・三五（略）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成一九・六・七法五三）本則（平成二〇・一・一施行）

製造等の届出

- ①（略）
- ② 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第五号第四項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む）を合計した数量が同号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同号の確認をしてはならない。
- ③（略）
- ④（略）
- ⑤ 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、一の新規化学物質に係る前項の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量（第二條第一項第五号の規定による確認に係る製造予定数量及び輸入予定数量を含む）を合計した数量が前項第五号の政令で定める数量を超えることとなる場合には、同項の確認をしてはならない。
- ⑥（略）

製造予定数量等が一定の数値以下である場合における審査の特例等

第五條①-④（略）

○動物の愛護及び管理に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二九・六・二法五)一附則二条

登録の指針

第二一条(住青略)

一五(略)
六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第五十七条の二(同法第十二条第一項(希少野生動物植物の個体等である動物の個体の譲渡)又は引渡しに係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第五十八條第一号(希少野生動物植物の個体等である動物の個体に係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第二号(同法第十七条(希少野生動物植物の個体等である動物の個体に係る部分に限る)に係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。第六十三條第六号(同法第二十一条第一項(國際希少野生動物植物の個体等である動物の個体に係る部分に限る)第二項(國際希少野生動物植物の個体等である動物の個体に係る部分に限る)又は第三項(國際希少野生動物植物の個体等である動物の個体に係る部分に限る)に係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第六十五條第一項(同法第五十七條の二、第五十八條第一号若しくは第二号又は第六十三條第六号に係る部分に限る)の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十四條第一項第五号(同法第二十条第一項(譲渡)又は引渡しに係る部分に限る)第二十二條(加工品又は附に係る部分を除く)第二十三條(譲渡)等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る)又は第二十七條(譲渡)又は引渡しに係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。第八十六條第一号(同法第八十四條第七項に係る部分に限る)以下同じ。若しくは第八十八條(同法第八十四條第一項第五号又は第八十六條第一号に係る部分に限る)の規定又は特定外来生物による生態等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三十二条第一号(特定外来生物である動物に係る部分に限る)以下同じ。若しくは第四号(特定外来生物である動物に係る部分に限る)以下同じ。第三十條第一号(同法第八條(特定外来生物である動物の譲渡)又は引渡しに係る部分に限る)に係る部分に限る。以下同じ。若しくは第三十

六条(同法第三十條第一号若しくは第四号又は第三十三條第一号に係る部分に限る)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
七(略)
②(略)

○絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二九・六・二法五)一本則(平成三〇・六・一施行)

(責務)

第一一条(一) (略)

第三(改正により追加)
③ 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に寄与するに努めなければならない。改正後の④

(定義等)

第四条(一) (略)

第五(この法律において、「特定国内希少野生動物植物」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動物植物であつて、政令で定めるものをいふ。改正後の⑦)
新六(改正により追加)
⑥ 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に出当たつてその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。改正後の⑦

(希少野生動物植物種保存基本方針)

第六条(一) (略)

第二一条(一) (略)

新二(改正により追加)
新三(改正による追加)
新四(改正による追加)
新五(改正による追加)
新六(改正による追加)
新七(改正による追加)
新八(改正による追加)
新九(改正による追加)
新十(改正による追加)

(捕獲等の禁止)

第九条(住青略)

第一(改正による追加)
第二(改正による追加)
第三(改正による追加)
第四(改正による追加)
第五(改正による追加)
第六(改正による追加)
第七(改正による追加)
第八(改正による追加)
第九(改正による追加)
第十(改正による追加)

二・三(略)改正後の三・四
捕獲等の許可
第一(一) (略)
第二(一) (略)
第三(一) (略)
第四(一) (略)
第五(一) (略)
第六(一) (略)
第七(一) (略)
第八(一) (略)
第九(一) (略)
第十(一) (略)

(捕獲等の許可)

第一(一) (略)
第二(一) (略)
第三(一) (略)
第四(一) (略)
第五(一) (略)
第六(一) (略)
第七(一) (略)
第八(一) (略)
第九(一) (略)
第十(一) (略)

(環境大臣)

第十二(一) (略)

第十三(一) (略)
第十四(一) (略)
第十五(一) (略)
第十六(一) (略)
第十七(一) (略)
第十八(一) (略)
第十九(一) (略)
第二十(一) (略)

(罰則)

第二一条(一) (略)

第二十二(一) (略)
第二十三(一) (略)
第二十四(一) (略)
第二十五(一) (略)
第二十六(一) (略)
第二十七(一) (略)
第二十八(一) (略)
第二十九(一) (略)
第三十(一) (略)
第三十一(一) (略)

(譲渡し等の禁止)

第二一条(一) (略)

第三十二(一) (略)
第三十三(一) (略)
第三十四(一) (略)
第三十五(一) (略)
第三十六(一) (略)
第三十七(一) (略)
第三十八(一) (略)
第三十九(一) (略)
第四十(一) (略)
第四十一(一) (略)

有効な改正前規定(動物の愛護及び管理に関する法律 絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律)

改正法令一覽
・絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律(平成二九・六・二法五)一附則二条

改正後の三・四

有効な改正前規定（絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律）

一 略
二 特定国内希少野生動物種の個体の登録等をする場合
三 改正により追加
新三 環境省野生動物種の個体等の登録等をする場合

内において製品の原料として使用されているものとして政令で定めるもの。以下「原料器具等」という。並びにこれら加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に關し原料器具等及びその加工品別に政令で定める要件に該当するもの。以下「特定器官等」という。の譲渡し等をする場合。改正後の四
四 第九條第二号に規定する場合に該当し捕獲等をした国内希少野生動物種等の個体もしくはその個体の器官又はこれら加工品の譲渡しをする場合。改正後の五
五 第二十条第一項の登録を受けた環境省野生動物種等と同項又は第二十条第三項本文の規定により記載された個体の前登録済済に係る原料器具等の譲渡しをする場合。改正後の六
六・七（改正の八、九）
新七（改正の十）
環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなげなければならない。

譲渡し等の許可
第一條 學術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的の希少野生動物種個体の譲渡し等をするもの
前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合いづれかの場合に該当し譲渡し等をする者を除くは、環境大臣の許可を受けなければならない。
(略)

譲渡し等許可者に対する措置命令
第一條 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十條第四項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十條第四項の規定により付された条件に違反したの場合において、希少野生動物種の保存のために必要と認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができ、改正後の三、新三を追加

輸出入の禁止
第一條 特定国内希少野生動物種以外の国内希少野生動物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的な協力して學術研究をする目的とするもの又は輸人が、必要のないと認めるときは、この限りでない。
その他政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

運送輸入者に対する措置命令等
第一條 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二條の規定に基き、政令の規定による承認をうけた特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種の個体等輸入した者に対し、必要があると思ふときは、その個体等を入力した場合において、必要があると思ふときは、その個体等を入力した者に対し、輸出国内としてその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。
(略)

報告徴収及び立入検査
第九條 一 住居略
二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等の輸入されたもの譲渡を受けた者
三 経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等を輸入した者

特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体の登録し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第百二十八号）第四十八條第三項又は第五十二条の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等の輸入した者に対し、必要があると思ふときは、その個体等を入力した者に対し、輸出国内としてその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなげなければならない。

陳列又は広告の禁止
第一條 希少野生動物種個体等は、販売し、頒布をする目的の陳列又は広告をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動物種個体等、特定器官等 第九條第二号に該当し捕獲等をした国内希少野生動物種等の個体もしくはその個体の器官若しくはこれら加工品第二十条第一項の登録を受けた環境省野生動物種個体等又は第二十条第三項本文の規定により記載された個体の前登録済済に係る原料器具等の陳列又は広告をする場合その他希少野生動物種の保存に際しを及ぼさない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。
(略)

報告徴収及び立入検査
第九條 一 住居略
二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等の輸入されたもの譲渡を受けた者
三 経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等を輸入した者

登録等
第九條 一 住居略
二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等の輸入されたもの譲渡を受けた者
三 経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等を輸入した者

登録等
第九條 一 住居略
二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等の輸入されたもの譲渡を受けた者
三 経済産業大臣 特定国内希少野生動物種以外の希少野生動物種個体等を輸入した者

個体等の登録

第一條 前項の登録（次条第一項及び第三号並びに第二十三條第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八條第三号において「登録」という。）を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。
(略)

環境大臣は、前項の変更登録をたときは、その申請をした者に対し、変更後の登録票を交付しなければならない。改正後の八
(略) 改正後の九、一〇
新二〇条の二（改正により追加）
(略) 改正後の十一、一二

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

登録票等の返納等

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで、第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。に規定する環境大臣の事務等、以下「登録関係事務」という。のうち、環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者以下「登録機関」という。があるときは、その登録機関に行わせるものとする。
(略)

- ⑤ 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
- ⑥ 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わぬものとする。
- ⑦ 登録機関とその登録関係事務を行う場合における第十二条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「登録機関」とする。

（登録機関の遵守事項等）

- ④ 登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。
- ⑤ 登録機関は、公正にかつ、環境省が定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。
- ⑥ 登録機関は、登録関係事務の所在地を變更しようとするときは、變更しようとする日の週間前までに環境大臣に届け出なければならない。
- ⑦ 登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、追加

- ⑧ 登録機関は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は取支計算書並びに事業報告書その他の作成に代えて磁気記録（電子方式、磁気的方式その他の方法による）を作成し、環境省令で定められたものを送附し、以下同じの作成がされた場合における当該磁気記録を含む「資料、財務諸表等」といって作成した、五年間事業記録に備えて置かなければならない。改正正後より。
- ⑨ 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内において、次に掲げる請求をすることができる。

- ① 第一号又は第四号の請求をするには、登録機関が定められた費用を支払わなければならない。
- ② 第一四〇条

- ③ 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に關し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- ④ 環境大臣は、環境大臣の許可を受けなければならない。改正正後は、環境大臣の許可を受けなければならない。改正正後より。

- ⑤ 環境大臣は、登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。改正正後より。
- ⑥ 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。改正正後より。

- ⑦ 登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。改正正後より。
- ⑧ 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。改正正後より。

（秘密保持義務等）

- ① 登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その登録関係事務に關し知り得た秘密を漏してはならない。
- ② 登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、刑法前条第四十一年法務に従事する職とみなす。

（登録機関に対する過剰命令等）

- ① 環境大臣は、登録機関第二十三条第四項各号のいずれかに適合し、次に認めるときは、その登録機関に対し、この規定に適合するための必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ② 環境大臣は、登録機関が第十四条第二項又は第五項の規定に違反しているとき、その登録簿の取消し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に關し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ③ 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となつたとき認めるときは、その規程を變更すべきことを命ずることができる。
- ④ 環境大臣は、登録機関第二十三条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

- ⑤ 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部を停止を命ずることができる。
- 一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。
- 二 第二十四条第四項の規程によらない登録関係事務を実施したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十四条第六項各号の規定による措置を拒んだとき。
- 四 略

- ⑥ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

有効な改正前規定（絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律）

簿、書類その他必要な物件を検査せ、若しくは関係者へ質問させることができる。

- ① 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ② 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ③ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ④ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ⑤ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ⑥ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

（特定国内種事業の届出）

- ① 特定国内希少野生動物植物の個体を譲渡し又は引渡しの業務を行つた場合、その譲渡した業務の対象とする特定国内希少野生動物植物
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略

- ⑦ 略
- ⑧ 略
- ⑨ 略
- ⑩ 略
- ⑪ 略
- ⑫ 略

- ⑬ 略
- ⑭ 略
- ⑮ 略
- ⑯ 略
- ⑰ 略
- ⑱ 略

- ⑲ 略
- ⑳ 略
- ㉑ 略
- ㉒ 略
- ㉓ 略
- ㉔ 略

- ㉕ 略
- ㉖ 略
- ㉗ 略
- ㉘ 略
- ㉙ 略
- ㉚ 略

- ㉛ 略
- ㉜ 略
- ㉝ 略
- ㉞ 略
- ㉟ 略
- ㊱ 略

（特定国内種事業を行う者の遵守事項）

特定国内種事業を行う者に対する指示等

- ① 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ② 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ③ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ④ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

- ⑤ 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録簿に對し、その登録関係事務に關し登録を求め、又はその職員に、登録簿に立ち入り、登録簿の帳簿を閲覧及び立入検査

（特定国内種事業を行う者の遵守事項）

有効な改正前規定（絶滅のおそれのある野生動植物の種に関する法律）

事業に係る特定国内希少野生動植物の個体等誤殺又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、

第四節 第二章 第四節

第一款 特定国際種事業の規制

特定国際種事業の規制

第三十二条の二 取引の態様等（前条第一項）及び特定国際種事業等であつてその形態、大きさその他の事項に特定期間内種事業等別に於て政令で定める要件に該事業の誤殺又は引渡しの際の業務を伴う事業、以下この章及び第六十二条第一号に於て「特定国際種事業」といふことを行つた者とする者は、あらかじめ政令で定める事項を、環境大臣及び特定国際種事業の種別に於て政令で定めることにより、特定国際種関係大臣」といふに届け出なければならない。

特定国際種事業を行う者の遵守事項

第三十三条の二 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し特定国際種事業の誤殺又は引取りをするときは、その特定国際種関係大臣又は引渡しの氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にその代表者の氏名を管理するとともに、その特定国際種事業の第六十二条の管理票が交付されている場合にあつては、その誤殺又は引渡人の前記その特定国際種事業の入手先を聴取しなければならない。

特定国際種事業を行う者に對する指示等

第三十三条の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が第三十三条の規定に違反した場において、その特定国際種事業を適正にするため必要と認めるときは、その者に對し、同条の規定が遵守されることを確保するために必要な事項について指示をすることができる。

（適用）

第三十三条の五 第三十条第三項の規定は第三十二条の規定による届出をした者について、第三十条第四項の規定、第三十二条の規定は特定国際種事業に關して準用する。この場合において、第三十条第四項中「特定国際種事業」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同条第四項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣」と、第三十二条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替へるものとする。

（管理票の作成及び取扱い）

第三十三条の六 第三十条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し次の各号のいずれかに該当する場合は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の製品の原材料となるものに限る。の入手の経緯等、關し必要な事項を記載した管理票を作成することができ、

（改正により追加）

第三十三条の六 第三十条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に關し次の各号のいずれかに該当する場合は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の製品の原材料となるものに限る。の入手の経緯等、關し必要な事項を記載した管理票を作成することができ、

（改正後の第三三）

第三十三条の七 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

（改正により追加）

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

（改正により追加）

第三十三条の九 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

（改正により追加）

第三十三条の十 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

（改正により追加）

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

を禁止することができる。（改正後の第三三）

（改正後の第三三）

（改正により追加）

環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者以下この項において「機関登録申請者」といふが次の各号のいずれかに該当しているときは、その機関登録をしないものとする。この場合において、機関登録に必要ないしは、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の管理票が作成された場合において、その管理票が作成された特定国際種事業の誤殺又は引渡しの届出を受理するときは、その管理票を添付して受理するものとする。

（改正により追加）

（輸入の承認）
第八条① 特定有害廃棄物を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。
 ② 略

（輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分）
第九条①② 略
 ③ 往書略

一 略
 二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき
 ④⑤ 略

（輸入移動書類に係る届出）
第十二条① 略

② 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第二条第一項の廃棄物（第十四条第二項において単に「廃棄物」という。）に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

新第一四条 第六条 改正により追加

（措置命令）
第四十条① 略

② 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等（廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十六条第二項において同じ。）の輸入、運搬又は処分（以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。）がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づき政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われぬ場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要がある認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。
 （改正後の第七条）

（報告徴収）
第五十条① 略

② 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度

において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入した特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
 （改正後の第一八条）

（立入検査）
第二十一条① 略

② 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿若しくは書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を取去ることができる。
 ③④ 略
 （改正後の第十九条）

（手数料）
第七十条 往書略
 一七五 略
 六一七 改正により追加

（審査請求の手續）
第二十条 略

（審査請求の手續における意見の聴取）
第一八条① 第十四条の規定による命令についての審査請求に対する裁は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間において予告をした上、同法第二十一条第二項に規定する審判員が公開による意見の聴取を行った後になしななければならない。
 ②③ 略
 （改正後の第二二条）

（罰則）
第二十一条 第二〇条 略 改正後の第二二条、第二三条

（罰則）
第二二条 第十四条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 （改正後の第二四条）

（往書略）
第二十三条 往書略
 一三三 略

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 （改正後の第二五条）

第三三条 第四二条 略 改正後の第二二条、第二七条

有効な改正前規定（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

○刑事訴訟法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三五五) 四 本則条(平成三〇・六・二)に施行

第七七条の二(被疑者の選任) 死刑又は無期若しくは三年以上を起る懲役若しくは禁錮に当たる事件については、勾留状が発せられていない場合に於て、被疑者が困難その他の事由により弁護人を選任することができないとき、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付させなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合又は被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

第七七条の四(職務による選任) 裁判官は、第三七条の二第一項に規定する事件について、被疑者が対して勾留状が発せられ、かつこれに弁護人がない場合において、精神の障害その他の事由により弁護人を必要とするか否かを判断することが困難である疑いがある被疑者について必要であると認めるときは、職務で弁護人は、この限りでない。

第八〇条(書状の書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

第九〇条(書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

第九〇条(書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

第九〇条(書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

改正後の第七七条の五

第二五七条の四(ビデオリンク方式による証人尋問) ①裁判所は、次に掲げる者を証人とし、尋問する場合には、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見聴取後、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所(これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。)に証人を在席させ、映像と音声の送受音回により相手状態を相互に認識しながら通話することができる方法により、尋問することができる。

改正後の第七七条の五(略)

第八〇条(書状の書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

第九〇条(書類・証拠物の閲覧・贈写) ①(略) ②前項の規定にかかわらず、第百五十七條の四第三項に規定する記録媒体は、贈写することができる。

有効な改正前規定(刑事訴訟法)

○少年審判規則

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（平成三〇・一・二五
最高裁規）本則二条（平成三〇・六・二までに施行）

（観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条
第四号等）

第二四条の二①②（略）

③ 第一項の裁判長は、刑事訴訟法第三十七条の二第一項に規定する事件について本人に弁護人を選任することができる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合においては、同法第二百七条第四項の規定を準用する。

④（略）

○中小企業退職金共済法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三
法六六)本則五条(平成三〇・五・一施行)

第七條(一) 第八條第二項第二号の規定により退職金共済契約が解除された際に、当該解除された退職金共済契約の被共済者が、当該解除された退職金共済契約の被共済者に係る確定給付企業年金(平成三十二年法律第五十号「平成三十二年法律第十八号」第二條第二項に規定する企業年金(平成三十二年法律第十八号)第二條第二項に規定する企業年金)その他の政令で定める制度であつて、厚生労働省令で定める要件を備えている(以下この条において「特定企業年金制度等」という。)の実施の通知をした場合には、前條第一項の規定にかかわらず、機構は、当該被共済者に約手当金を支給しない。この場合において、当該共済契約者が、当該解除後厚生労働省令で定める期間内に、当該被共済者が同意を得、厚生労働省令で定めるところにより、当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する申出をしたときは、機構は、当該申出に基づき、当該被共済者に係る解約手当金に相当する額の範囲内の金額で、厚生労働省令で定める金額を、確定給付企業年金法第一條第七項第一号に規定する資産管理機関その他の当該特定企業年金制度等を実施する団体として厚生労働省令で定めるものに引き渡すものとする。

②(一) 概

第二七條(一) 退職金共済契約の申込み等

退職金共済契約の申込みを行うとする者(その者の雇用する従業員について現に退職金共済契約を締結しているものを除く)は、その申込みを行う際に、被共済者となるべき従業員(第二十一條第二項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く)の過去勤務期間(当該申込みを行うおとす者に雇い入れた日から退職金共済契約の効力が生ずる日の前日までの継続して雇用された期間から第三條第三項各号に掲げる者であつた期間のうち厚生労働省令で定める期間を除いた期間)一年未満の端数をあつて、以下同じ)の月数を切り捨てるものとする。以下同じ)の月数(その月数が百二十月を超えるときは、百二十月)を当該退職金共済契約に係る掛金納付月数に折算することを希望する旨の申出をすることができる。

有効な改正前規定(中小企業退職金共済法 確定給付企業年金法)

るとにより同時に退職金共済契約の被共済者となすべき全ての者の第三十一條第二項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く)についてしなげばならない。

第二章 新第六節(第三條之三、第三條之四)(改正により追加)

第六節名(改正後の第七節名)

第三條之三、第三條之四(改正により追加)

○確定給付企業年金法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二八・六・三
法六六)本則四条(平成三〇・五・一施行)

第四條(一) 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の事業主(第八條、第十二條、第十五條、第十四條、第十七條、第四項、第七十八條第一項及び第三項、第八十一條の二第四項及び第五項、第八十八條第五号、第九十條第四項及び第五項並びに第九十七條第一項を除く。以下「事業主」という。)の名称及び住所

②(一) 概

第五六條(一) 概

資産管理運用機関等が、中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号「第十七條第一項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構から同項に規定する厚生労働省令で定める金額の引渡しを受けたときは、当該金額については、前條及び第一項の規定により事業主が拠出した掛金とみなす。

第八一條(一) 確定給付企業年金(以下この条において「移換元確定給付企業年金」という。)の中途脱退者(当該確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者(当該加入者の資格を喪失した日において当該確定給付企業年金の事業主等が支給する老齢給付金の受給権を有する者を除く)であつて、政令で定めるところにより計算したその者の当該確定給付企業年金の加入者であつた期間が政令で定める期間に満たないものをいう。以下同じ)は、他の確定給付企業年金(以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。)の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ移換元確定給付企業年金の資産管理運用機関等から脱退一時金の額に相当する額(以下「脱退一時金相当額」という。)の移換を受けることができる旨が定められているときは、移換元確定給付企業年金の事業主等に脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

第九章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

第八二條の四、第八二條の五(改正により追加)

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に
移換された者 連合会(改正により附られた)
② 別の各号に掲げる者(改正により附られた)が甲企業型年金に個人
別管理資産がある者に限る。乙企業型年金は企業型年金に個人
別の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の
移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該
申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の管理機関
に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者
であった者 乙企業型年金の障害給付金の受給権を有するに
限り、第号に掲げる者を除く。乙企業型年金の資産管理
機関
二 個人別管理資産加入者(個人別管理資産の障害給付金の受給権を有
する者に限る) 連合会
三 個人別管理資産加入者(個人別管理資産の障害給付金の受給権
を有する者に限る) 連合会

新③(改正により追加)
④ 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前二項の
規定により当該企業型記録関連運営管理機関に係る者の個人
別管理資産を甲企業型年金の管理機関に移換されたときは、
は、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しな
なければならない。(改正後の④)

新第八一条(改正により追加)
一 個人別管理資産加入者となつた者の個人別管理資産の移換
第八一条(一) 企業型年金の企業型年金加入者であつた者 当該企
業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の
障害給付金の受給権を有する者が、第六十条第一項の
申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申
出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。
② 企業型年金の企業型年金加入者であつた者 当該企業型年金
に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給
付金の受給権を有する者に限る。が第六十二条第一項の申出を
したときは、当該個人別管理資産の移換の申出をしたときは、当
該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管
理資産を連合会に移換するものとする。(改正により附られた)
③ 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が移換された者
に通知しなければならない。(改正後の③)

されるときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に
通知しなければならない。
(改正により附られた)

第八八条の一(改正により追加)
その他の書(個人別管理資産の移換)
第八八条①(註釋)
一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、
その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失し
た日が隔す月の翌月から起算して六月以内の前条の規定
により移換されなかつたもの、当該企業型年金の企業型年金
運用指図者(を除く) 連合会
二 当該企業型年金が終了した日において、当該企業型年金の企
業型年金加入者等であつた者であつて、その個人別管理資産
が前三条の規定により移換されなかつたもの

②(略)
③(略)
④(略)
第八四条(一) 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者
については、返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から
前条までの規定により当該企業型年金の管理機関が移換す
べき個人別管理資産は、当該返還資産額を削除した額に相当す
る資産とする。

第九九条①(略)
② 確定拠出年金運用管理機関は、企業型年金又は個人別管理
の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個
人別管理資産その他の加入者等の個人に関する情報を保管
し、又は使用するに当たっては、その情報の遂行に必要な範囲
内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない
場合、この限りでない。

附則(平成五、六、二六、六三)
一 若狭厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等効力等
第五十条(略)
②(略)
③(註釋略)

略	確定拠出年金法第三十三条第四項第三号の項(改正により追 加)
改正後確定 拠出年金法 第四條第一 項第四号	以下同じ。公的年金制度の健 全性及び信頼性の確保のための 厚生年金保険法等の改正 する法律、平成十五年法律第 六十三号、以下、平成二十五

改正法(という)附則第三条第十 一号に規定する「存続厚生年金 基金(以下「存続厚生年金基金 とす。))	改正 確定拠出年金法第八八条第一号の項から改正後確 定拠出年金法第五十四条第一項の項(略) により追加 改正後確定拠出年金法第五十五条第一項第四号の項(略)
--	--

○児童福祉法

平成三〇年四月一日以降効力を旧規定
改正法令一覧
児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正
する法律、平成二九、六、二、二六、六、七、本則、条、平成三〇、
四、二施行

第八〇(職務)① 第八項、第十七条第六項、第三十三条第五
項、第三十五条第三項、第三十五条第六項、第四十六条
第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属せら
れた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審
議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福
祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条の規定によ
り、同法第十七条第一項に規定する地方社会福祉審議会以下
地方福祉審議会(とう)に、児童福祉に関する事項を調査
審議させ、都道府県(あつては、この限りでない)。

⑧ 社会保険審議会及び都道府県児童福祉審議会(第一項ただし
書)に規定する審議府県にあつては、地方社会福祉審議会とす
る。第二十七條第六項、第三十三條第五項、第三十三條の五、第
三十一條及び第三十二條、第三十三條第十三、第三十三條第十五、第
三十五條第六項、第四十六條第四項並びに第五十五條第五項及
び第六項において同じ。は、児童及び知的障害者の福祉を図る
ため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推し、又はそれらに製
作し、興行し、若しくは販売する者等に對し、必要な勧告をす
る、ことができる。

第九九条の九 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定 ① 略
②(註釋略)
③(略)

四 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定
疾病医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算
して五年を経過しない者 当該指定小児慢性特定疾病医療機
関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当
該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八
号)第十五条の規定による通知があつた日(前六十日以内)に
当該法人の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」と
いう)の役員又はその医療機関の管理者(以下「役員等」と
いう)の役員等を含む、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指
定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知
があつた日(前六十日以内)に当該者の管理者であつた者で該
取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。であ
るとき、ただし、当該取消が、指定小児慢性特定疾病医療

新しようとするときを含むは、行政手続法第十三条第二項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

④

⑤ 第一項の規定による命令が発せられた後に児童福祉法第三十一条の規定による施設入所等の措置が解除され、停止された若しくは他の措置に変更された場合又は第十二条第一項の規定による制限の全部又は一部が行われなくなった場合は、当該命令は、その効力を失う。同法第二十八条第二項の規定により引き続き施設入所等の措置が採られている場合において、第一項の規定による命令が発せられたときであつて、当該命令に係る期間が経過する前に同条第二項の規定による当該施設入所等の措置の期間の更新に係る承認の申立てに対する審判が確定したときも、同様とする。

⑥

都道府県知事は、第一項の規定による命令をした場合において、その必要がなくなつたとき認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、その命令を取り消さなければならない。

第三節 学校又は情報の提供

第四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関係する施設、地方公共団体の機関を除き、並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に關連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県庁の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境又は他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他関係者に關する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報については、当該市町村長、都道府県庁の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事項又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用するに当たつた理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報の提供することによつて、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

第二項の特例

① 延長者又は児童福祉法第三十二条第八項に規定する保護延長者以下この項において「延長者等」という。延長者等の親権を行使する未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者以下この項において「延長者等の監護者」という。及び延長者等の監護者がその監督する延長者等について行つたに揚げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等虐待と延長者等の監護者を保護する事項延長者等虐待に係る児童虐待と、同法第三十条第一項から第三項までの規定による措置を同法第十七条第一項から第四項

号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十二条第六項から第九項までの規定による一時保護を同法第二項は第二項の規定による一時保護とみなし、第二十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項、第十四条、第十二条から第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。（一四一略）

○介護保険法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覧
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二九・法五二）木則一条、平成三〇・八・一施行
（一）以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費の額

第四九条の二 第一号被保険者であつて政令で定めることにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（一）居宅介護サービス費等の額の特例
第五〇条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（二）改正により追加
第五〇条の二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）及び地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。同項において同じ。）若しくは住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（三）改正により追加
第五〇条の三 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（四）改正により追加
第五〇条の四 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（五）改正により追加
第五〇条の五 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（六）改正により追加
第五〇条の六 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（七）改正により追加
第五〇条の七 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（八）改正により追加
第五〇条の八 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（九）改正により追加
第五〇条の九 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十）改正により追加
第五〇条の十 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十一）改正により追加
第五〇条の十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十二）改正により追加
第五〇条の十二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十三）改正により追加
第五〇条の十三 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十四）改正により追加
第五〇条の十四 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十五）改正により追加
第五〇条の十五 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十六）改正により追加
第五〇条の十六 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十七）改正により追加
第五〇条の十七 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十八）改正により追加
第五〇条の十八 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（十九）改正により追加
第五〇条の十九 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（二十）改正により追加
第五〇条の二十 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（二十一）改正により追加
第五〇条の二十一 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（二十二）改正により追加
第五〇条の二十二 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

（二十三）改正により追加
第五〇条の二十三 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅介護サービス（これに相当するサービスを含む。次項において同じ。）若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であるとき、当該各号に定める規定を適用する場合、同条の規定により読み替へて適用する場合を除く。においては、百分の九十」とあるのは、百分の八十八とする。

有効な改正前規定（医療法）

除者等が、当該記載を受けた月の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に利用した居宅サービス、地域密着型介護サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス並びに行つた介護修繕に係る前項各号に掲げる介護給付等について当該各号に定める規定を適用する場合、第四十九条の二又は第五十九条の規定により読み替へて適用する場合に限る。この場合において、第四十九条の二又は第五十九条の規定により読み替へて適用されるこれらの規定中、「百の八十」とあるのは、「百分の七十」とする。

新⑤ 改正により追加
⑤ 改正後の⑥

○医療法

平成〇〇年四月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
本則二条 平成三〇・六・一三までに、平成三〇・二・一三までに施行
第四條の二(特選機能病院) ①(柱書略)
新四八(略、改正後の五一九)
②(略)
③(略)

第六條の五(医療、歯科医療等の広告) ① 医業者若しくは歯科医業者又は病院若しくは診療所に掲げる事項を掲げる方法については、文書その他いかなる方法によるものを問はず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。
一 医師又は歯科医師である旨
二 診療科名
三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
四 診療科目若しくは診療時間又は診療時間又は診療の施設の有無
五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合
六 一地域を医療連携推進法人(第七十条の五)第四項に規定する参加病院をいう。第七十条の五第四項に規定する
七 入院設備の有無、第七十二条に規定する病床の種類ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
七 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、後職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
八 患者又はその家族からの医療に関する該に應ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報保護の取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の九 紹介を受けることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の

名称、これらの旨当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所に係る事項
十 診療所その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、第六條の四第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る)
十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療の結果の適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
十四 厚生労働大臣は、医療に関する専門的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項並びに第四項に規定する意見の採否を併せて、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
第十五 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。
第十六 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においては、その内容が、医療に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働省令で定めるのに適合するものでなければならず、

第六條の六(前前) ① 前条第一項第一号の規定による診療科名は、医療及び歯科医療につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名として当該診療所に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。
②(略)
③(略)
④(略)
第六條の七(助産師の業務等の広告) ① 助産師の業務又は助産所に掲げる事項を除くほか、これら広告してはならない。
一 助産師の名称、電話番号及びその場所を表示する事項並びに助産師の管理者の氏名
二 助産師の業務
三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無
四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項
五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、後職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受け

る者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
六 患者又はその家族からの医療に関する該に應ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報保護の取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項
七 第九号第一項に規定する医師の氏名は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項
八 助産師に係る情報の提供その他の当該助産所における診療に関する情報の提供に関する事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
十 前項各号に掲げる事項を広告場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。
第十一 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においては、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に資するものとして、厚生労働省令で定めるのに適合するものでなければならず、

第六條の八(違反広告等に対する立入検査) ① 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医療、歯科医業者若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に掲げる事項を違反して行つた者に対し、必要を認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要を認めるときは、当該職員に当該広告を行つた者の事務所に入社入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。
② 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医療、歯科医業者若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する事項を違反して行つた者若しくは当該職員に当該広告を行つた者に対し、必要を認めるときは、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべきを命ずることができ、
③(略)

第七條(病院等の開設の許可) ① 病院を開設しようとするとき、医療法(昭和三十三年法律第百一十号)第十六条第四項の規定による登録を受けた者(同法第七十二条第二項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者)にあっては、同法第二項の規定により、及び歯科医師(昭和三十三年法律第百一十号)の第十四条第四項の規定による登録を受けた者(同法第七十二条第二項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者)にあっては、同法第二項の規定による登録を受けた者が診療所を開設しようとするとき、又は助産師(保健師助産師養成法(昭和三十三年法律第百三十五号)第十五条の規定による厚生労働

働大臣の命を受けた者にあつては、同条第二項の規定による登録を受けた者に限る。以下この条、第八条及び第十一条においては同じでない。者が助産所を設置しようとするときは、開設地の都道府県知事、診療所又は助産所にあつては、その開設が保健所に設置する市又は特別区の区域にある場合において、当該保健所を設置する市長又は特別区の区長、第一九条から第十九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条、第二十七号及び第十八条から第三十号までの規定において同じの許可を受けなければならない。

第二〇条の二 改正により追加

第五節 管理者の監督義務 ① 病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることのないよう必要の注意をしなければならない。 ② 助産所又は診療所の管理者は、助産師その他の従業者を監督し、その業務遂行に遺憾のないよう必要の注意をしなければならない。

第五節 助産所の開設許可の取消し等

第一九条の二 改正により追加 第二九条の二 改正により追加

第五節 助産所の開設許可の取消し等 ① 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場において、病院、診療所若しくは助産所の開設の許可を取り消し、又は開設者に対し、期間を定めて、その閉鎖を命ずることができ、 一 二 三 四

第六節 特定機能病院の任務 ① 往書略 第六条の二 特定機能病院の任務 ① 往書略 一 二 三 四 五 六 七

第八節 病院等の専属薬剤師

第八節 病院等の専属薬剤師 病院又は診療所にあつては、開設者は、厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県（診療所にあつては、その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合において、当該保健所を設置する市長又は特別区の条例の定めるところにより、専属の薬剤師を置かなければならない。ただし、病院又は診療所所在地の都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。）

第一九条の二 改正により追加 第二〇条の二 改正により追加

第五節 報告の徴収、立入検査等

第二八条 管理者の変更命令 都道府県知事は、病院、診療所又は助産所の管理者に、犯罪若しくは医事に関する不正行為があつて、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができ、 ① ② ③ ④ ⑤

第二九条の二 改正により追加 第二九条の二 改正により追加

第三〇条 弁明の機会 ① 都道府県知事は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会を付与又は聴聞を行わないで、第二十三條の二、第二十四條第二項、第二十八条又は第二十九條第一項若しくは第三十條の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に対し、弁明の機会を付与を行わなければならない。

第六節 特定機能病院の管理者が第十一条の三第一項の規定に違反したとき 第七節 禁止違反等 往書略 一 二 三 四 五 六 七

第八節 届出義務違反等

第八九条 届出義務違反等 往書略 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

有効な改正前規定（医療法）

○中小企業等協同組合法

有効な改正前規定（中小企業等協同組合法）

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

銀行法等の一部を改正する法律（平成一九・六・二法四九）
本則四法（平成三〇・六・一までに施行）

（協同組合連合会）

第九条の九(一)⑤(略)

⑥(註略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

○割賦販売法

割賦販売法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

割賦販売法等の一部を改正する法律（平成二八・二・一九法九）
九本則（平成三〇・六・一施行）

目的及び運用上の配慮

第一条 この法律は、割賦販売等に係る取引の公正の確保、購入者等が受けることのある損害の防止及びクレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条(略)

第三条(略)

第四条(略)

第五条(略)

第六条(略)

第七条(略)

第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第九十二条の六 第四條の二の規定は、包括信用購入あつせん業者が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に準用する。この場合、同条中「第二條第三項若しくは第三項又は第四項」とあるのは、「第二項第一項若しくは第二項又は第三十條の二の三各項」と読み替へるものとする。

（許可の基準）

第十五条(註略)

第一条(略)

第二条(略)

第三条(略)

第四条(略)

第五条(略)

第六条(略)

第七条(略)

第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第三十八条(略)

第三十九条(略)

第四十条(略)

第四十一条(略)

第四十二条(略)

第四十三条(略)

第四十四条(略)

第四十五条(略)

第四十六条(略)

第四十七条(略)

第四十八条(略)

第四十九条(略)

第五十条(略)

第五十一条(略)

第五十二条(略)

第五十三条(略)

第九十二条の六 第四條の二の規定は、包括信用購入あつせん業者が包括信用購入あつせん関係販売業者又は包括信用購入あつせん関係役務提供事業者に準用する。この場合、同条中「第二條第三項若しくは第三項又は第四項」とあるのは、「第二項第一項若しくは第二項又は第三十條の二の三各項」と読み替へるものとする。

（登録の申請）

第十六条(註略)

第一条(略)

第二条(略)

第三条(略)

第四条(略)

第五条(略)

第六条(略)

第七条(略)

第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第三十八条(略)

第三十九条(略)

第四十条(略)

第四十一条(略)

第四十二条(略)

第四十三条(略)

第四十四条(略)

第四十五条(略)

第四十六条(略)

第四十七条(略)

第四十八条(略)

第四十九条(略)

第五十条(略)

第五十一条(略)

第五十二条(略)

第五十三条(略)

(変更登録の申請)

第十七条(略)

第一条(略)

第二条(略)

第三条(略)

第四条(略)

第五条(略)

第六条(略)

第七条(略)

第八条(略)

第九条(略)

第十条(略)

第十一条(略)

第十二条(略)

第十三条(略)

第十四条(略)

第十五条(略)

第十六条(略)

第十七条(略)

第十八条(略)

第十九条(略)

第二十条(略)

第二十一条(略)

第二十二条(略)

第二十三条(略)

第二十四条(略)

第二十五条(略)

第二十六条(略)

第二十七条(略)

第二十八条(略)

第二十九条(略)

第三十条(略)

第三十一条(略)

第三十二条(略)

第三十三条(略)

第三十四条(略)

第三十五条(略)

第三十六条(略)

第三十七条(略)

第三十八条(略)

第三十九条(略)

第四十条(略)

第四十一条(略)

第四十二条(略)

第四十三条(略)

第四十四条(略)

第四十五条(略)

第四十六条(略)

第四十七条(略)

第四十八条(略)

第四十九条(略)

第五十条(略)

第五十一条(略)

第五十二条(略)

第五十三条(略)

ををした許可割賦販売業者、供託委託契約の受託者、登録包括信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条第三項（第十八条第二項（第三十五条の三）は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十五条の三又は第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。の規定に違反して前払式割賦販売、包括信用購入あつせん又は前払式特定取引の営業を開始したとき。

二十一（略）

第五二条（往書略）

一・二（略）

第三十三条第二項若しくは第三項、第四十条、第二十九条の第一項若しくは第二項、第二十九条の三、第三十条第一項若しくは第二項、第三十条の二の三、第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項若しくは第三項の規定に違反して書面を交付しなかつた者

新四（改正により追加）

第四十条第二項、第三十五条の三の第三項又は第三十五条の三の第五項の規定に違反して調査に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又はこれを保存しなかつた者（改正後の五）

第四十条第一項、第二項、第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者（改正後の六）

第四十条第三項、第四項又は第十項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出した者（改正後の七）

第四十条第九項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者（改正後の八）

八（略、改正後の九）

第五三条の二

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者、登録個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項若しくは第二項（第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）、第三十五条の三の五十一項、第三十五条の六、第三十五条の七第一項又は第三十五条の八第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

二 第三十三条の三第五項又は第三十五条の三の二十八第一項の規定に違反して変更登録の申請書を提出しなかつたとき

（改正により削られた）

三（略、改正後の二）

第五五条（往書略）

三、第二十六条第一項（第三十五条の三、第三十五条の三の三十五又は第三十五条の六十二において準用する場合を含む。）、の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

○特定商取引に関する法律施行令

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
 ・住宅借付事業法施行令（平成二九・一〇・二七政二七）附則二項（平成三〇・六・一五施行）

別表第二（第五条、第五条の二関係）

一―五十一（略）
 一―五十一（改正により追加）

有効な改正前規定（特定商取引に関する法律施行令）

有効な改正前規定（鉱業等）に係る土地利用の調整手続等に関する法律

記載をして提出し、若しくは提出し、又は提出した者

四 準用銀行法第五十二条の五十三の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 準用銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第〇〇条 経済調査の秘密に係る罰則 第一十一条の罰金の規定に違反した者は、一年以上の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第〇〇条の二（広告等における表示に係る罰則）（枉罰略） 一四（略）

第〇〇条の五（調査記録簿等に係る罰則）（枉罰略） 一（略）

二 準用銀行法第五十二条の二十九第一項若しくは第五十二条の五十二第二項の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十八第一項、第五十二条の七十九若しくは第五十二条の八十三第一項若しくは第九十条の九若しくは第九十九条の八十八第一項、第九十九条の九十七若しくは第九十八条の二十三第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三、四（略）

新五、改正により追加

五、六（略、改正後の六、七）

第〇〇条の六（罰則規定）（枉罰略） 一（略）

二 第九十九条の二第二号又は第九十九条の三三億円以下の罰金刑

三 第九十九条の五、五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第三号若しくは第十号の事業を行う組合は特定信用事業代理業者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四、五（略）

第六十九条の六（第二号を除く）、第九十九条の四第二号、第九十九条の二第二号、第九十九条の三第二号、第九十九条の九（第一号を除く）、又は第九十九条の二から前条まで、各本条の罰金刑

第〇〇条（組合等の役員等の過料） ① 次に掲げる場合には、組合若しくは農事組合法人の役員、清算人若しくは第三十七条の第二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくは第三十七

業務の執行する社員又は清算人、は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為のために刑を科すべきときは、この限りでない。

一三（略）

理業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人、は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為のために刑を科すべきときは、この限りでない。

一四（略）

一五（略）

一六（略）

一七（略）

一八（略）

一九（略）

二〇（略）

二一（略）

二二（略）

二三（略）

二四（略）

二五（略）

二六（略）

二七（略）

二八（略）

二九（略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

〇 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令第六

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九、四、四二五）附則一条（平成三〇、一〇、一施行）

第一条（目的）

一 略

二 略

三 略

四（略）

五（略）

六（略）

七（略）

八（略）

九（略）

一〇（略）

一一（略）

一二（略）

一三（略）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

〇 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令第七

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二九、四、四二五）本則一条（平成三〇、一〇、一施行）

（定義）

第〇〇条の二（略）

第〇〇条の三（略）

第〇〇条の四（略）

第〇〇条の五（略）

第〇〇条の六（略）

第〇〇条の七（略）

第〇〇条の八（略）

第〇〇条の九（略）

第〇〇条の十（略）

第〇〇条の十一（略）

第〇〇条の十二（略）

第〇〇条の十三（略）

第〇〇条の十四（略）

に係る調査及び分析並びに評定の方法その他原子力規制委員会規則で定める事項(第五項において「詳細の結果等」という)を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし、次条第二項の認可を受けた原子力規制委員会規則で定める場合を除くは、この限りでない。

④ 略

⑤ 略

第七十二条の七(改正により追加)

第三十一条(加工業者)

第二項のA(加工業者)は、その事業を廃止しようとするときは、加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置(以下この条及び次条において「廃止措置」という。)を講じなければならない。

許可の取消し等

第三十条(略)

第二十九条(略)

第十八条(略)

第十四条(略)

第十一条(略)

第四条(改正により追加)

第三十二条(改正により追加)

第三十一条(改正により追加)

第三十条(改正により追加)

第二十九条(改正により追加)

第十八条(改正により追加)

第十四条(改正により追加)

第十一条(改正により追加)

第四条(改正により追加)

第三十二条(改正により追加)

第三十一条(改正により追加)

第三十条(改正により追加)

第二十九条(改正により追加)

第十八条(改正により追加)

第十四条(改正により追加)

第十一条(改正により追加)

第四条(改正により追加)

された試験研究用等原子炉設置者又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十条第一項若しくは第二十二条の規定による継がなかったとき、清算人若しくは破産管理人若しくは相続人代わつて相続財産を管理するをいう。以下同じ。は、第十八条の三、第二十九條、第四十條から第四十三條の三まで規定(これらの規定に係る罰則を含む。)適用については、第四項において準用する第三十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお試験研究用等原子炉設置者とみなす。

第四十三条の三(四) 発電用原子炉施設

第四十三條の三(四) 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を維持しなければならない。ただし、第四十三條の三(三)第三項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

第四十三条の三(五) 特定重要発電用原子炉施設

第四十三條の三(五) 特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物は発電用原子炉によつて災害の防止の特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。)については、当該特定重要発電用原子炉施設を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところに依り、原子力規制委員会規則で定める時期において、原子力規制委員会が行ふ検査を受けなければならない。ただし、第四十三條の三(三)第三項の認可を受けた場合その他の原子力規制委員会規則で定める場合は、この限りでない。

定期安全管理検査

第四十三條の三(六) 特定発電用原子炉施設(発電用の用に供する原子炉若しくは原子炉若しくは原子力規制委員会規則で定める他の発電用原子炉施設であつて原子力規制委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を設置する者は、原子力規制委員会規則で定めるところに依り、定期に、当該特定発電用原子炉施設について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。ただし、第四十三條の三(三)第三項の認可を受けた発電用原子炉については、原子力規制委員会規則で定める場合を除き、この限りでない。

運転計画

第四十三條の三(七) 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるとき、その設置に係る原子力規制委員会の運転計画を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。これを変更し、若しくは、同様のものを、第四十三條の三(七)第三項の認可を受けた発電用原子炉については、この限りでない。

許可の取消し等

第四十二条(略)

第四十一条(略)

第四十条(略)

第三十九条(略)

第三十八條(略)

第三十七條(略)

第三十六條(略)

第三十五條(略)

第三十四條(略)

第三十三條(略)

第三十二條(略)

第三十一條(略)

第三十條(略)

第二十九條(略)

第二十八條(略)

除き、この限りでない。

⑥ 略

許可の取消し等

第四十一条(略)

第四十条(略)

第三十九条(略)

第三十八條(略)

第三十七條(略)

第三十六條(略)

第三十五條(略)

第三十四條(略)

第三十三條(略)

第三十二條(略)

第三十一條(略)

第三十條(略)

第二十九條(略)

第二十八條(略)

第二十七條(略)

第二十六條(略)

第二十五條(略)

第二十四條(略)

第二十三條(略)

第二十二條(略)

第二十一條(略)

第二十條(略)

第十九條(略)

第十八條(略)

第十七條(略)

② 第十二條の六項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置において準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは、「第十三條の三(三)第三項」と、同条第四項中「前項」とあるのは、「第十四條の三(三)第三項及び前項」と、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十五條の三(三)第三項」と、同条第二項中「又」とあるのは「若しくは」と、汚染された物とあるのは「汚染された物又は汚染された物」と、同条第九項中「第二項第一項の是」とあるのは、「第十四條の三(三)第五項の許可は、第四十三條の三(三)第三項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替へるものとする。

(改正前の第三十三條(三)(四))

許可の取消し等

第四十二条(略)

第四十一条(略)

第四十条(略)

第三十九条(略)

第三十八條(略)

第三十七條(略)

第三十六條(略)

第三十五條(略)

第三十四條(略)

第三十三條(略)

第三十二條(略)

第三十一條(略)

第三十條(略)

第二十九條(略)

第二十八條(略)

第二十七條(略)

第二十六條(略)

第二十五條(略)

第二十四條(略)

第二十三條(略)

第二十二條(略)

第二十一條(略)

第二十條(略)

再処理施設の安全性の向上のための評価

第二十条(略)

第十九條(略)

第十八條(略)

第十七條(略)

第十六條(略)

第十五條(略)

第十四條(略)

第十三條(略)

第十二條(略)

第十一條(略)

第十條(略)

第九條(略)

第八條(略)

第七條(略)

第六條(略)

第五條(略)

第四條(略)

第三條(略)

第二條(略)

第一条(略)

施行期(略)

附則(略)

有効な改正前規定(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)

有効な改正前規定（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）

処理施設の安全性について、自ら評価をしなければならぬ。ただし、次条第二項の認可を受けた場合、原子規制委員規

③ 再処理事業者は、第一項の評価を実施したときは、原子規制委員会に評価結果を提出し、当該評価の結果を当該評

④ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑤ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑥ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑦ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑧ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑨ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑩ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑪ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑫ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑬ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

⑭ 前項の認可を受けた場合、原子規制委員会規則で定め

① 設又は特定廃棄物施設及び特定廃棄物管理施設に関する設計

② 第一種廃棄物施設又は廃棄物管理事業者は、前項の認可

③ 特定廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

④ 第一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑤ 第二種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑥ 第三種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑦ 第四種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑧ 第五種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑨ 第六種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑩ 第七種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑪ 第八種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑫ 第九種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑬ 第十種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑭ 第十一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑮ 第十二種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑯ 第十三種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑰ 第十四種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑱ 第十五種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑲ 第十六種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

⑳ 第十七種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉑ 第十八種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉒ 第十九種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉓ 第二十種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉔ 第二十一種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉕ 第二十二種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

㉖ 第二十三種廃棄物施設又は特定廃棄物管理施設に関する設計

第七十八條（第六十二條第一項に係る部分に限る）、第七十八條の四、第八十條（第六十七條第一項及び第四項並びに第六十條第一項及び第四項に係る部分に限る）又は第六十一條（第六十二條第一項、第六十七條第一項及び第四項並びに第六十條第一項及び第四項に係る部分に限る）の罪當たる事件であつて外國船舶に係るもの（以下「事件」といふ。）に因つて船長の他の乗組員の逮捕が行われた場合。

二略

○電波法

平成二〇〇四年四月一日以降効な旧規定

改正法令一覧

電波法及び電通通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年、五、二二法）七、本則一条（平成二〇〇八年、一、一まで）施行

第六案①（音略）

（免許の申請）

第六案①（音略）

四、無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星の無線局（以下「人工衛星局」といふ。）についてはその人工衛星の軌道位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局、電通通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行つもの、以下「同じ」、航空機機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行つものを除く。第四項において同じ）及び航空機地球局、航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行つもの、実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。をいふ。以下同じ）以外のものについては移動範囲（第十八條を除き、以下同じ）

五九、略

③（音略）

②（音略）

①（音略）

新④（音略）改正後の⑤⑥

④（音略）改正後の⑤⑥

⑤（音略）改正後の⑤⑥

⑥（音略）改正後の⑤⑥

⑦（音略）改正後の⑤⑥

⑧（音略）改正後の⑤⑥

⑨（音略）改正後の⑤⑥

⑩（音略）改正後の⑤⑥

⑪（音略）改正後の⑤⑥

⑫（音略）改正後の⑤⑥

④ 特定地上基放送局の免許人たる法人が分割をした場合において、分割し当該基放送局を承継し、これを供する者として、地上基放送局を承継した他の法人の業務の用に供する業務を行うとする法人が総務大臣の許可を受けたときは、当該法人が当該特定地上基放送局の免許人から当該業務に係る

④ 特定地上基放送局の免許人の地位を承継したものとみなす。特定地上基放送局の免許人が当該基放送局を譲渡し、譲受人が当該基放送局を譲渡人の地上基放送局の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲受人が総務大臣の許可を受けたときは、特定地上基放送局の免許人が地上基放送局の業務を譲渡したとき、その譲受人が当該基放送局を譲渡人の地上基放送局の業務の用に供する業務を行うとする場合において、当該譲渡人が総務大臣の許可を受けたときも、同様とする。

④（音略）
① 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。
② 同一の無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。
（音略）
⑤（音略）
⑥（音略）
⑦（音略）
⑧（音略）
⑨（音略）
⑩（音略）
⑪（音略）
⑫（音略）
⑬（音略）
⑭（音略）
⑮（音略）
⑯（音略）
⑰（音略）
⑱（音略）
⑲（音略）
⑳（音略）
㉑（音略）
㉒（音略）
㉓（音略）
㉔（音略）
㉕（音略）
㉖（音略）
㉗（音略）
㉘（音略）
㉙（音略）
㉚（音略）
㉛（音略）
㉜（音略）
㉝（音略）
㉞（音略）
㉟（音略）
㊱（音略）
㊲（音略）
㊳（音略）
㊴（音略）
㊵（音略）
㊶（音略）
㊷（音略）
㊸（音略）
㊹（音略）
㊺（音略）
㊻（音略）
㊼（音略）
㊽（音略）
㊾（音略）
㊿（音略）

有効な改正前規定（放送法）

三十八条、第百条第五項において準用する場合を含む。）技術基準、第百条第三項の第二項（特定無線設備）、第三十八条の第三項（登録の運用）、第三十九条の第三十三項（特別特定無線設備）、第三十九条の第四項（第三項、第五項及び第七項）無線設備の操作、第三十九条の第十四項（ただし書（ア））、無線局の無線設備操作、第四十条第一項（第二号、第三号及び第四号）無線従事者の養成課程に関する認定の基準等、第四十七号（試験事務の実施）、第四十八号の第三号（船舶無線従事者証明の失効）、第四十九号（国家試験の細目等）、第五十号（遭難通信責任者の配置等）、第五十一号（第二号、第三号及び第六号）（目外使用）、第五十五号（通用許容帯域外使用）、第六十号（通信方法等）、第六十五号（應答通信）、第六十六号（第二項）遭難通信、第六十七号（第二項）（緊要通信）、第六十八条の四（陸守義務）、第六十九条の五（航空無線の通信連絡）、第七十条の八（第一項）（免許料以外の若くは簡易な操作による運用を行せることができる無線局）、第七十一条の第四項（第七十号）（支給の第三）第七十項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十一号（第一項）（検査）、第七十二条の五（人命又は身体の安全の確保に係るその適正な運用の確保が必要とする無線局の定めに係るもの）（限る。）の認定の検査を要とする無線局）、第七十八号（電波の発射を防止するための措置）、第百条第一項（第二号）（高周波利用設備）、第百条の十三第三項（特定周波数を使用する無線設備の指定）、第百二条の十四（第一項）（指定無線設備の販売における告知等）、第百二条の十四（第二項）（情報通信の技術を利用する方法）、第百二条の十八（第一項）（測定器等）、同条第九項（改正の業務の実施並びに第百二条の第七項ただし書及び第百二条）（電波利用料の徴取等）の規定による総務省令の制定又は改廃。

不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則

による無線局の周波数の指定の変更、登録局の周波数の変更の命令若しくは無線局の免許等の取消し若しくは第七十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による無線従事者の免許若しくは船舶無線従事者の開設の取消し、第四十条第一項の免許（地上基幹放送を予める無線局）の再免許であるものに限る。）、第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第五項若しくは第十七条第一項の規定による無線局の目的の放逐事項若しくは基幹放送の業務に用いられる電気の通信設備の変更の許可、第二十七条の五（第三項）の規定による包括免許、第二十七条の八（第二項）の規定による特定無線局の目的の変更の許可、第二十七条の十三（第一項）の規定による閉設計画の認定、第三十九条の第二項の規定による指定講習機関の指定、第四十条第一項の規定による指定試験設備の指定、第七十号（第四項）の規定による無線局の周波数の指定の変更若しくは登録局の周波数の変更等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十二条の五（第三項）の規定による周波数数値調整の指定、第百条の二（第二項）の規定による伝導電磁波防止の指定、第百二条の十七（第一項）の規定によるセクターの指定又は第百二条の十八（第一項）の規定による指定較正機関の指定。

五（略）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

第九十三条④（略）

前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送におて使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他の認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

○放送法

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二九年、五、二、法七）附則八条（平成三〇・八・一、までに施行）

（認定）

第九十三条④（略）

前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送におて使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他の認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

○不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則

平成三〇年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（平成三〇・一、二、五最高裁規一）附則（平成三〇・六、二、までに施行）

（公判期日の被告への供述を定める手続）法第二十六条

第八條① 刑事訴訟規則第三十八条（第二項第二号及び第四号から第九号まで並びに第七項を除く）、第四十条（第四十二号の一項本文、第五十二号の二、第五十二条の四、第五十二条の五の第一項、第五十二号の六、第五十二条の十四、第五十二条の十五、第二項、第五十二号の十六、第百六条（第一項ただし書、第二項及び第四項を除く）、第百八条、第百九条、第百十四条、第百二十六条及び第百十八条の十一）の規定は、法第二十六条第一項の規定による公判期日外において被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げられる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。表略

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

㉘（略）

㉙（略）

㉚（略）

㉛（略）

㉜（略）

㉝（略）

㉞（略）

㉟（略）

㊱（略）

㊲（略）

㊳（略）

㊴（略）

㊵（略）

㊶（略）

㊷（略）

㊸（略）

㊹（略）

㊺（略）

㊻（略）

㊼（略）

㊽（略）

㊾（略）

㊿（略）